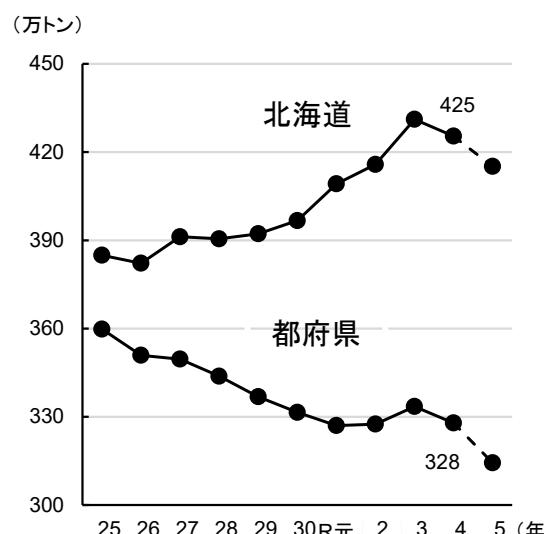


畜産・酪農政策の現状と課題の整理

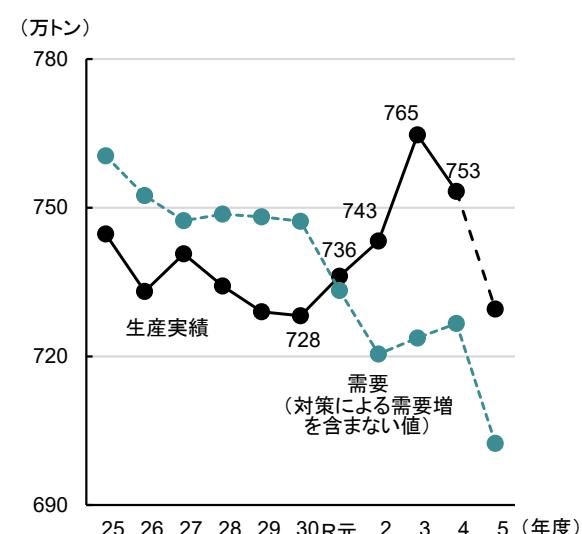
生乳の生産・需給関係①

- 生乳生産量については、**北海道での増産が堅調に推移。**
- 一方、**ヨーグルト需要の低迷や新型コロナウイルス感染症の影響等**により**特に脱脂粉乳の需要が低迷し、過剰在庫が発生**。これに対して、生産者団体は、**生産抑制を実施するとともに、乳業者と協調した脱脂粉乳の在庫削減対策を実施**。

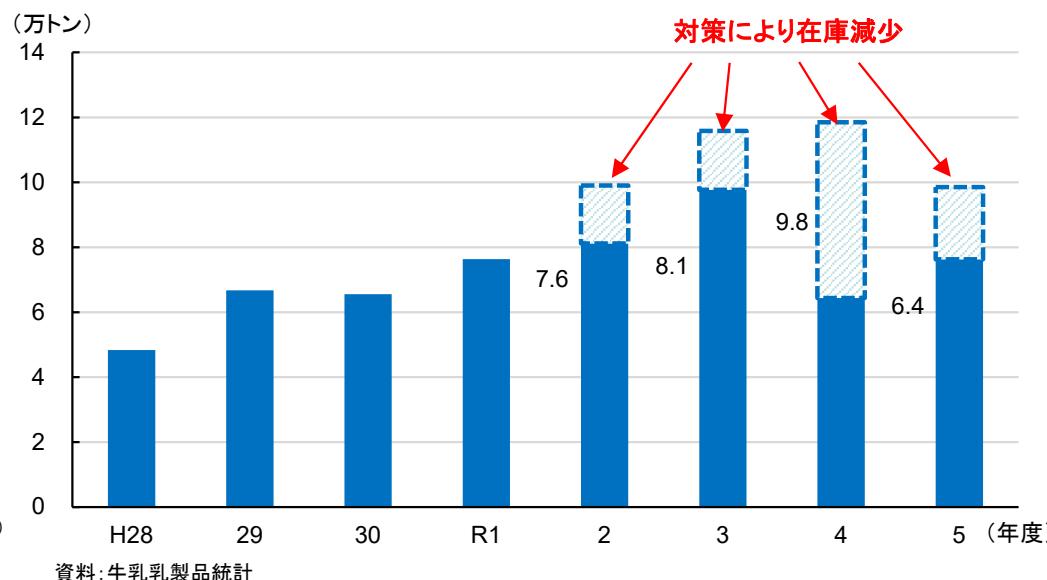
地域別生乳生産量の推移(実績)



生乳生産量及び需要量の推移



脱脂粉乳在庫量の推移

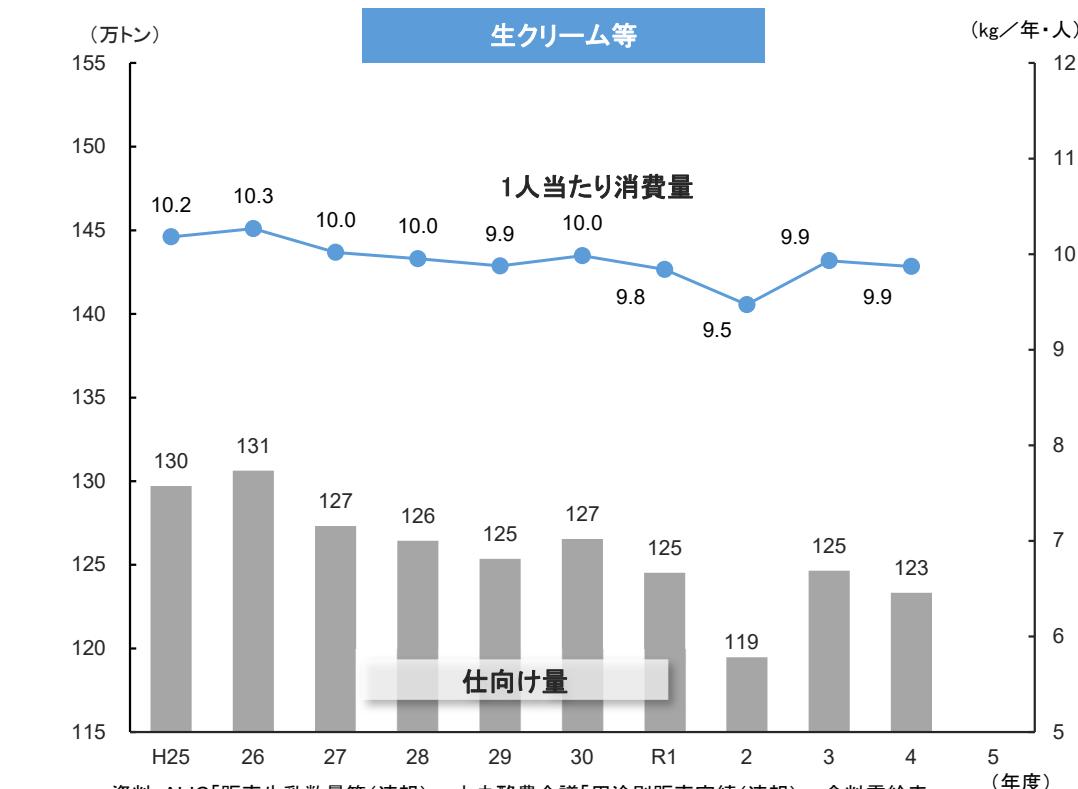
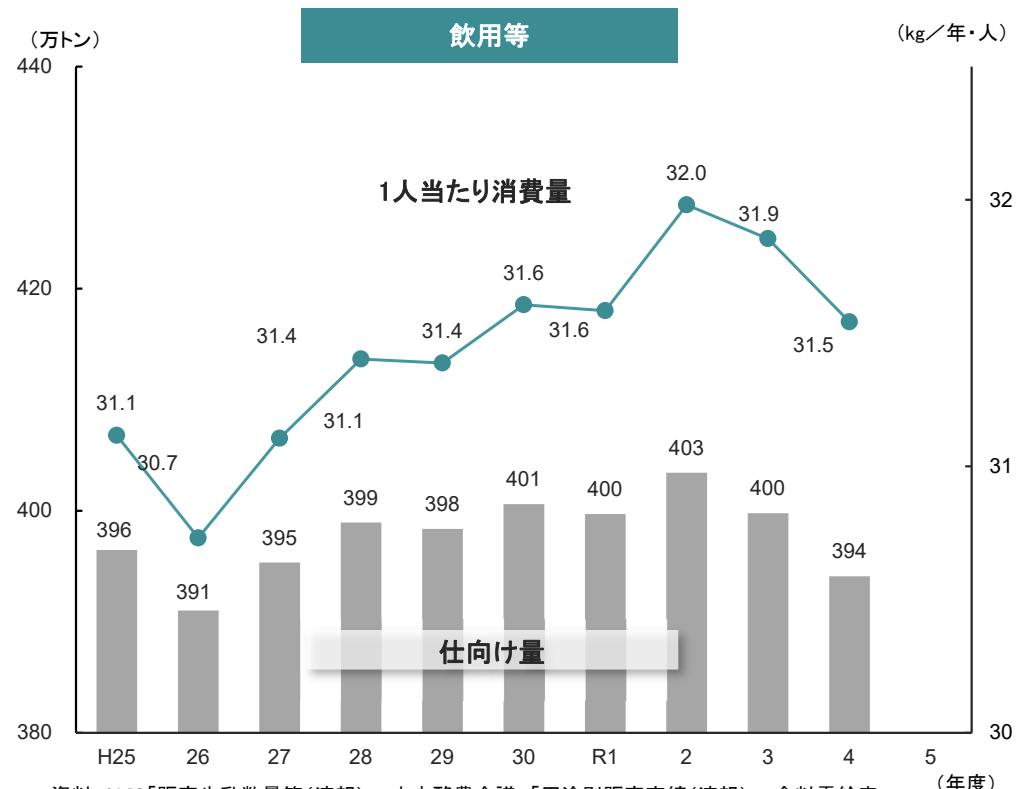


【参考】これまでの取組

- 畜産クラスター事業による**規模拡大等による所得向上に対する支援**。(畜舎整備、乳用牛の増頭、搾乳ロボットの導入等に対する支援)
- 酪農経営支援総合対策支援事業による**中小酪農経営の生産基盤維持強化に対する支援**。(つなぎ牛舎の改良等、飼養環境の改善に対する支援)
- 家畜能力等向上強化推進事業による**家畜改良に対する支援**。(泌乳量等、生産性向上に資する家畜改良に対する支援)

生乳の生産・需給関係②(国内消費)

- 飲用等は平成30年までは乳飲料への生乳使用率の増加などにより、また令和2・3年は新型コロナウイルス感染症等の影響による一時的な巣ごもり需要などにより、**1人当たり消費量が伸び、概ね400万トン台で推移**していた。(令和4年度消費量:平成30年度比98.3%)
- 生クリーム等は、主に菓子・デザート類等に使用され流行に影響を受けやすいものの、**1人当たり消費量を概ね維持**しており、**120万トン前後で推移**している。(令和4年度消費量:同96.9%)

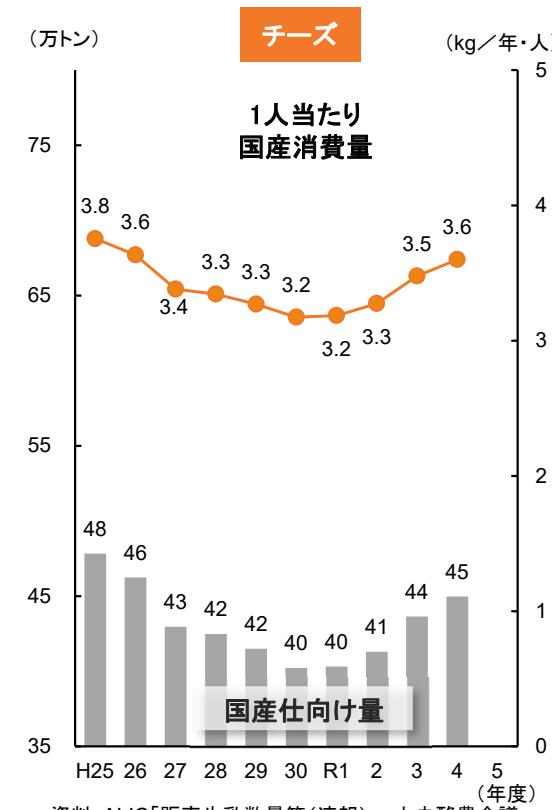
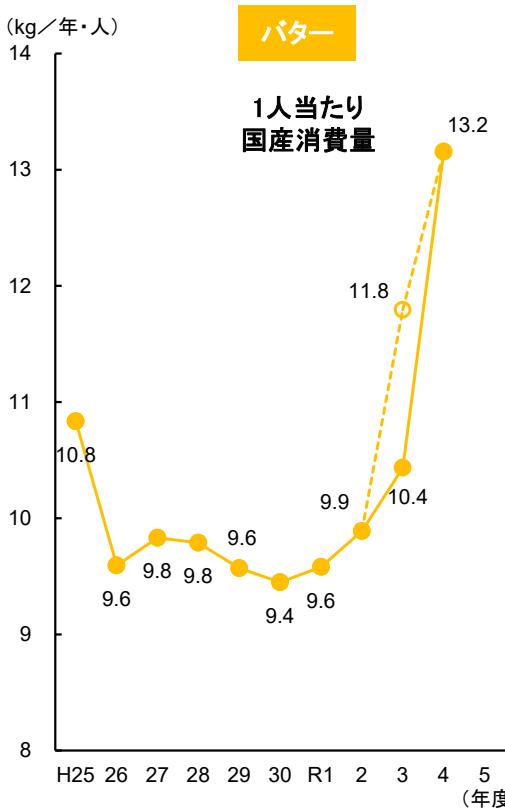
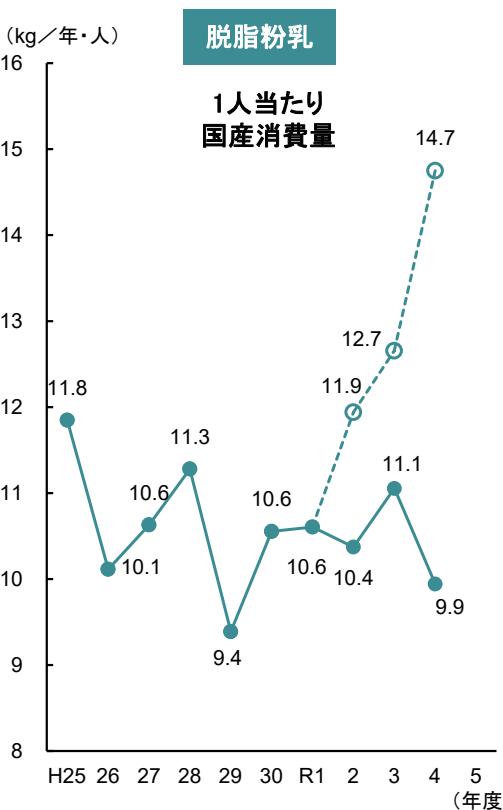
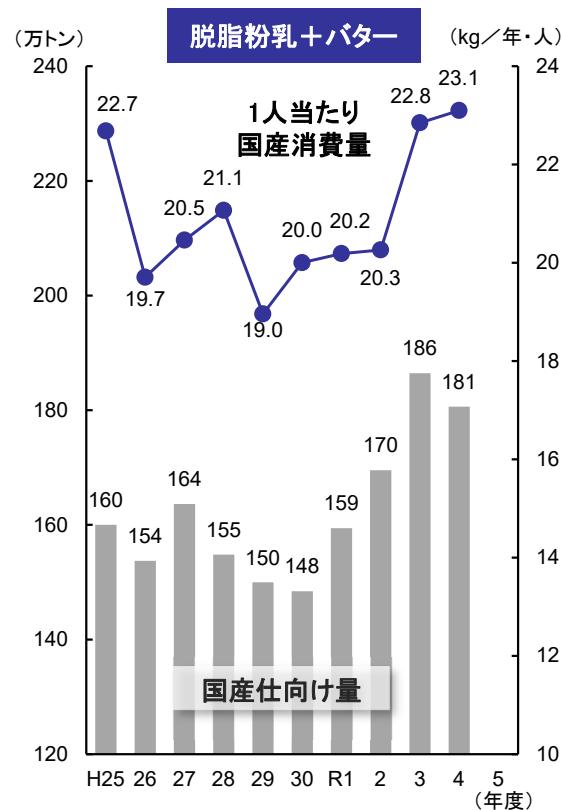


【参考】これまでの取組

- ・ 官民が連携した**「牛乳でスマイルプロジェクト」**による消費者の理解醸成や訪日外国人観光客への消費拡大に対する支援。

生乳の生産・需給関係③(国内消費)

- 脱脂粉乳・バターは、需給が緩和する中での最大の仕向け先となったことから、製品への使用割合の増加や在庫削減対策(値下げ)による外国産の置換えが拡大。なお、それでも脱脂粉乳の在庫が積み上がったことから、食用外(飼料用)にも仕向けを拡大。(令和4年度消費量:同122.3%)
- チーズは、令和2年度以降は、需給が緩和する中での仕向け先の一つとなったこともあり、40万トンを超えて推移している。(令和4年度消費量:同112.5%)
- 脱脂粉乳・バター及びチーズの消費量の実績は、いずれも生産者・乳業者が対策(値下げ)財源を拠出し、国内シェアを拡大させることで実現している一時的な需要増。



資料: 食料需給表

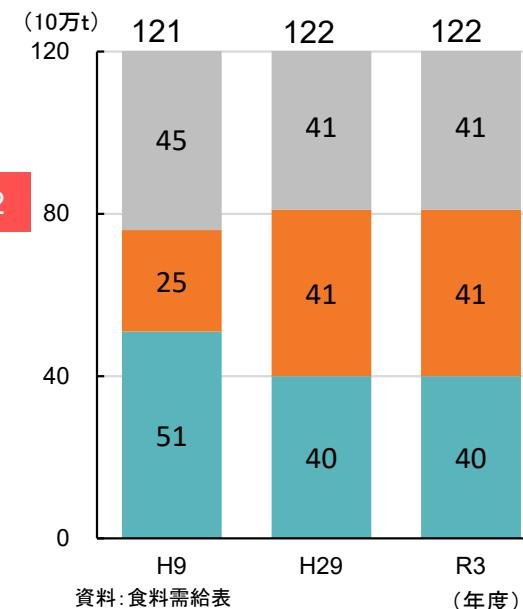
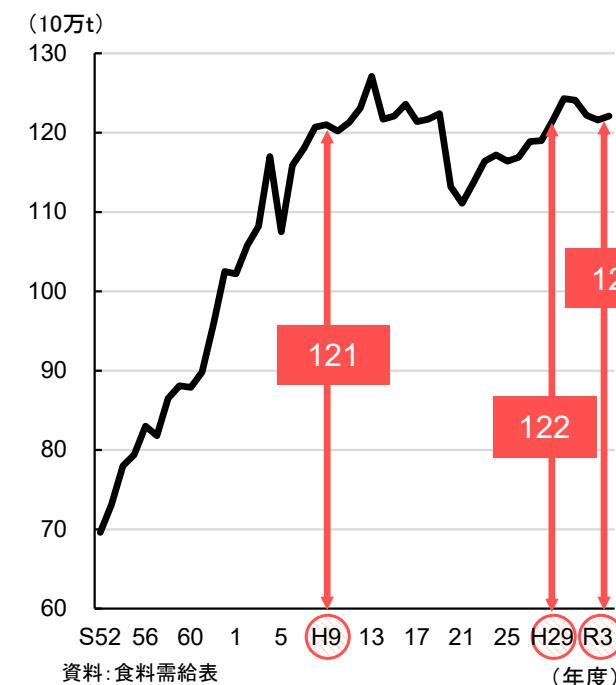
※「一人当たり国産消費量」は実需ベース。飼料転用した分及び輸入品の置換え分を除いている。

※「国産仕向け量」には在庫として積み上げた分、飼料転用した分及び輸入品の置換え分を含んでいる。

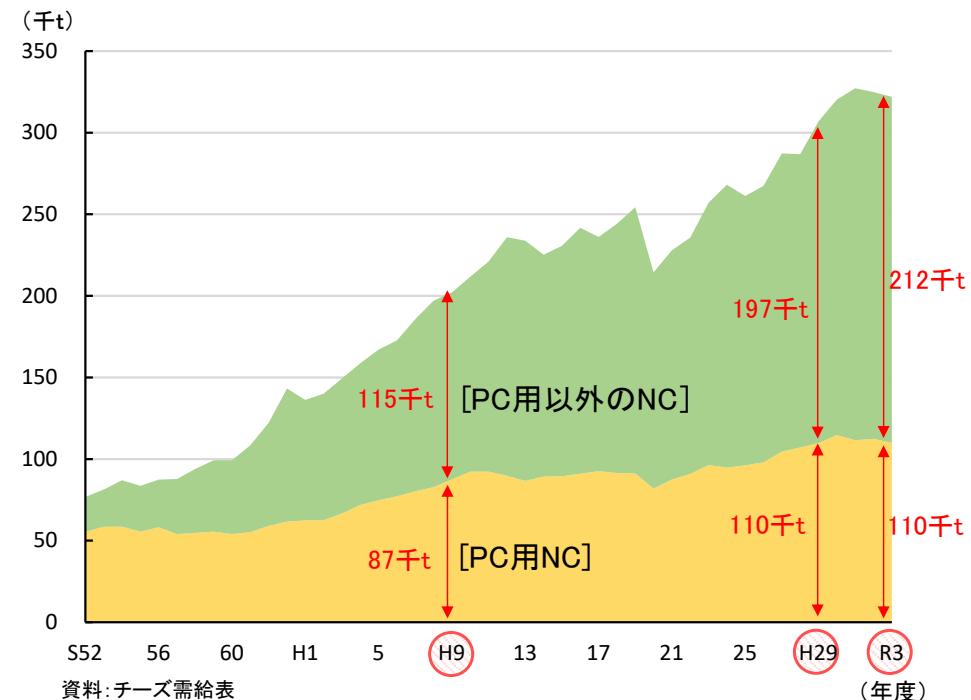
生乳の生産・需給関係④(チーズ)

- 生乳の国内需要量(生乳換算)は約30年間1,200万トン前後と横ばいで推移。その中で**乳価の高い飲用が減少した分、乳価の低いチーズが増加してきた。**
- チーズの国内消費は、食の多様化を背景に、シュレッドチーズなど、特に**プロセスチーズ以外の消費が増加してきた。**

生乳の国内消費仕向け量の推移とその内訳



プロセスチーズ(PC)用ナチュラルチーズ(NC)／その他NCの消費仕向け推移



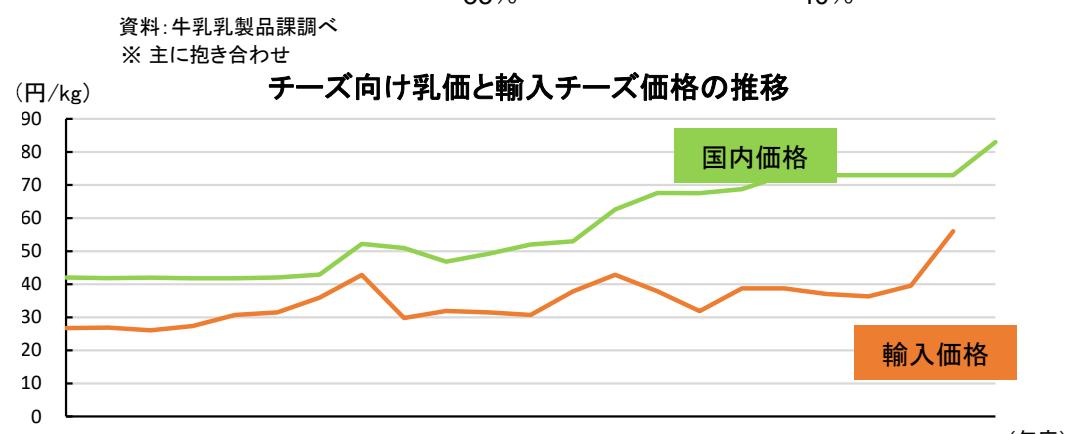
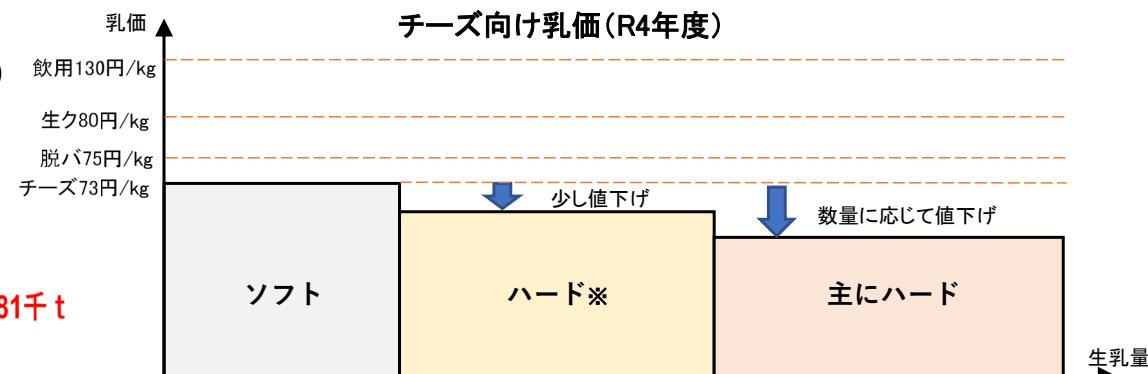
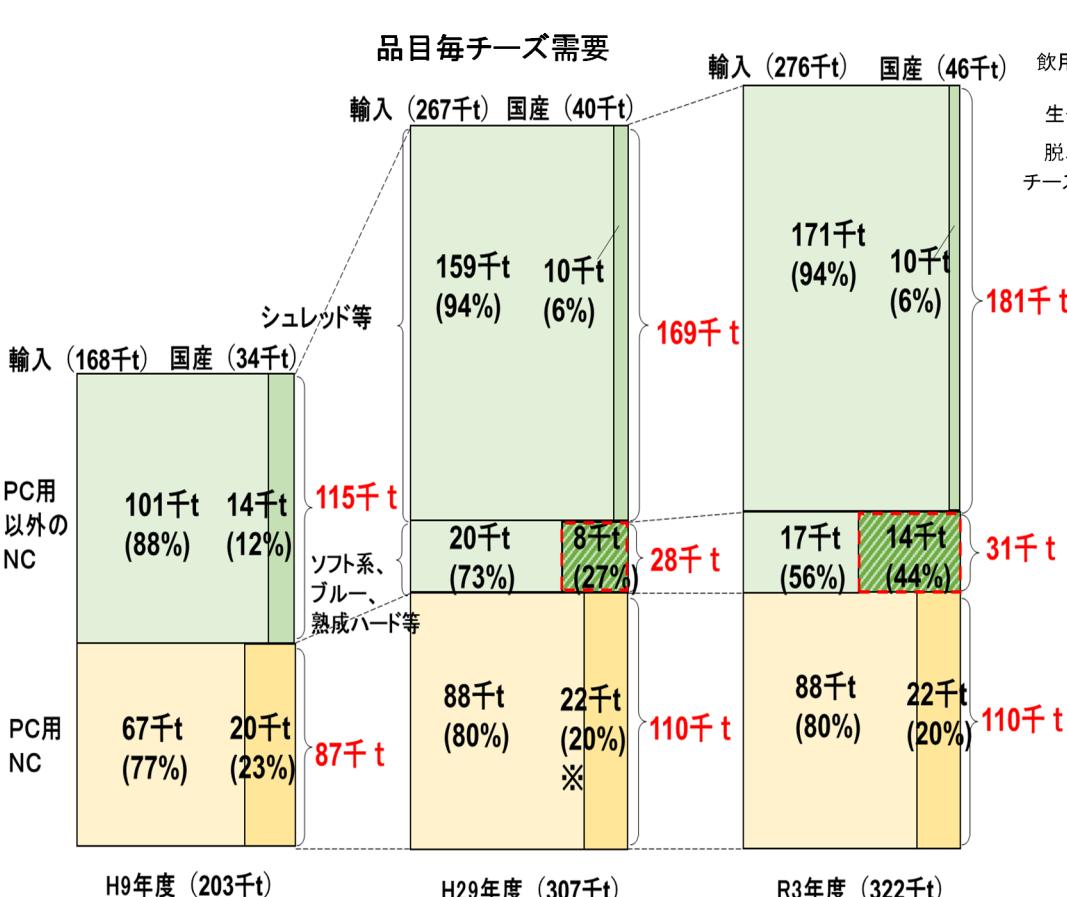
【参考】これまでの取組

- ・国産チーズの競争力強化対策事業による**チーズの高品質化、生産拡大に対する支援**。(乳質管理の向上、チーズ製造に関する施設・機械の整備、研修会や国際コンテストの参加等に対する支援)

生乳の生産・需給関係⑤(チーズ)

- 近年では、競争力強化対策もあって、**国産ソフトチーズの供給・消費が増えてきている。**
- チーズ仕向けの乳価を見ると、**国産競争力が高いソフトチーズ仕向けが相対的に高く、抱き合わせ分(※)を超えるプロセスやシュレッド原料のハードチーズは、国際価格の影響を受け、相対的に低い**。このためチーズへの仕向けを増やすほど生産者が受け取る平均乳価が下がっていく状況にある。

※国産品の使用を条件に無税輸入を認める制度(国産品:輸入品=1:2.5)

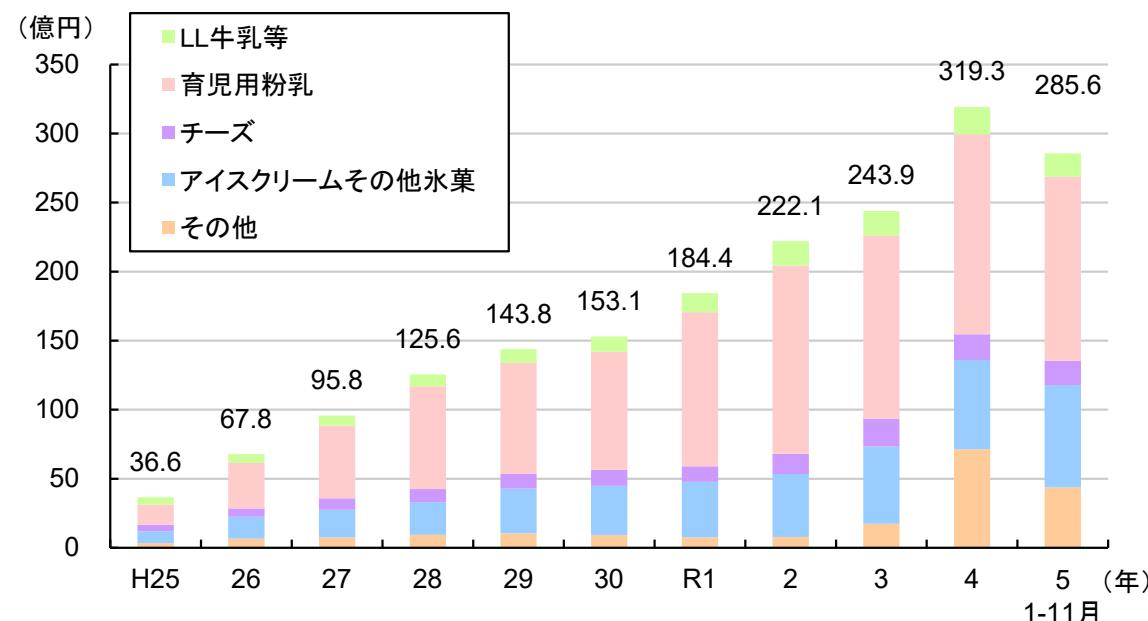


資料:牛乳乳製品課調べ
※「輸入価格」は、輸入チーズCIF価格を生乳換算計数12.66で除して算出
「国内価格」は、ホクレンのソフトチーズ、ハードチーズ向け生乳建値を加重平均(直接消費用の1/2をハード仕向けと想定)

生乳の生産・需給関係⑥(輸出)

- 牛乳・乳製品については、アジアを中心とした旺盛な需要を取り込むことが重要であり、**輸出額は着実に増加**してきている。

牛乳乳製品の輸出額の推移

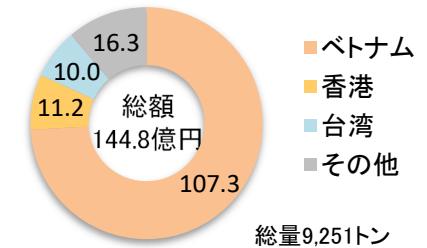


主要品目の国・地域別輸出実績(2022年)

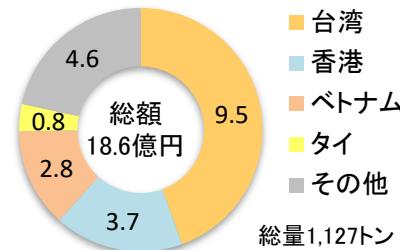
LL牛乳等



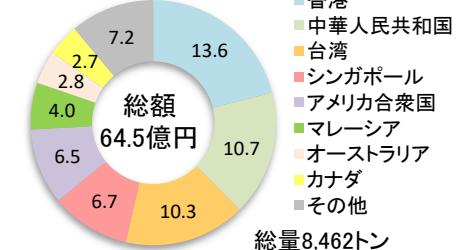
育児用粉乳



チーズ



アイスクリームその他氷菓



資料:財務省「貿易統計」

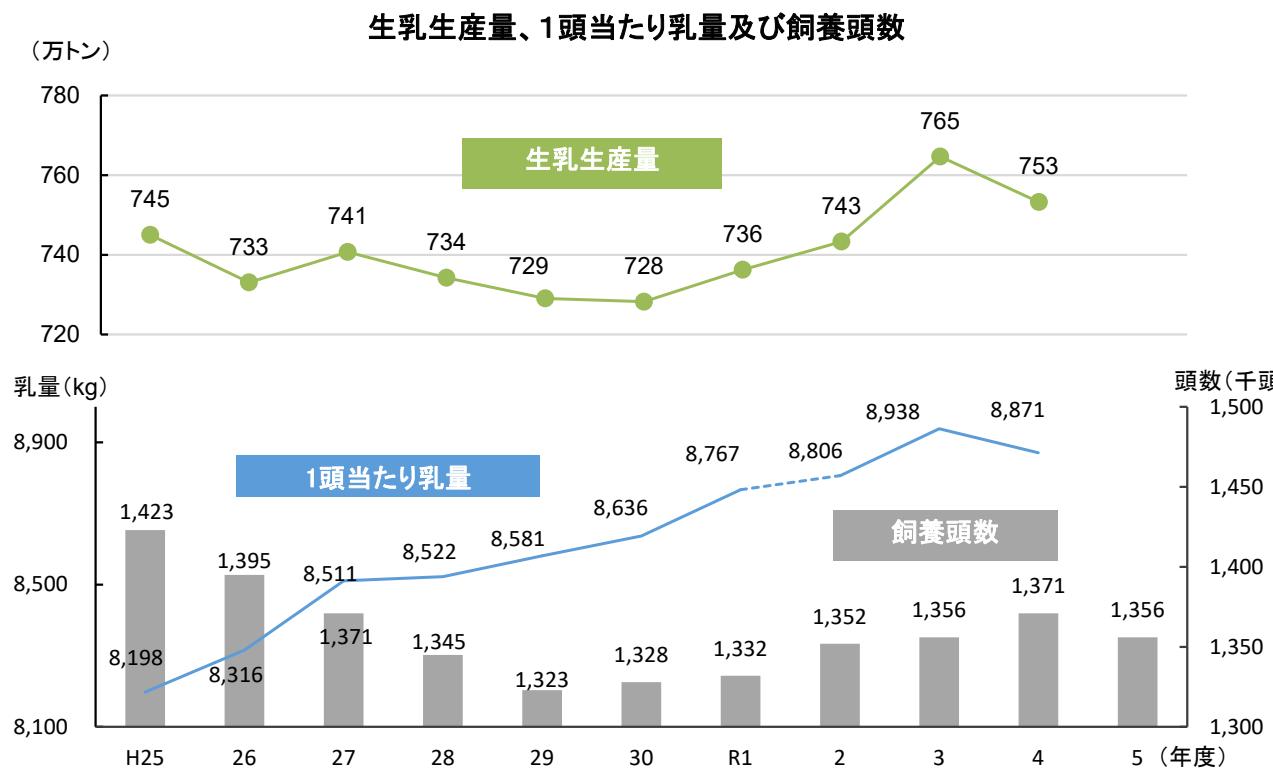
※上記品目における国产生乳使用量を推計すると2万トン弱

【参考】これまでの取組

- 畜産物輸出コンソーシアム事業による**コンソーシアム等の輸出促進活動に対する支援**。(商談、輸出プロモーション活動に対する支援)。
- 産地の酪農家、乳業施設、輸出事業者が連携する**コンソーシアムの取組**のほか、令和5年には、**輸出促進法に基づく認定団体である「日本畜産物輸出促進協会」**の中の**「牛乳乳製品輸出協議会」**によるオールジャパンの体制構築を支援。

酪農経営関係①

- 飼養頭数が平成29年を底に増加に転じ、増加傾向が続いたことに加え、乳用牛の改良による個体乳量の増加が進んだことが生乳生産量の増加を支えてきた。
- 1戸当たりの飼養頭数は15年前の1.6倍、戸数は概ね半減。



1戸当たりの経産牛飼養頭数

(頭数)	H20	H25	H30	R5
	42.0	48.5	55.2	68.0
(H20比)	+15%	+31%	+62%	

資料:畜産統計(令和5年2月1日現在)

飼養戸数

(千戸)	H20	H25	H30	R5
	24.4	19.4	15.7	12.6
(H20比)	△20%	△36%	△48%	

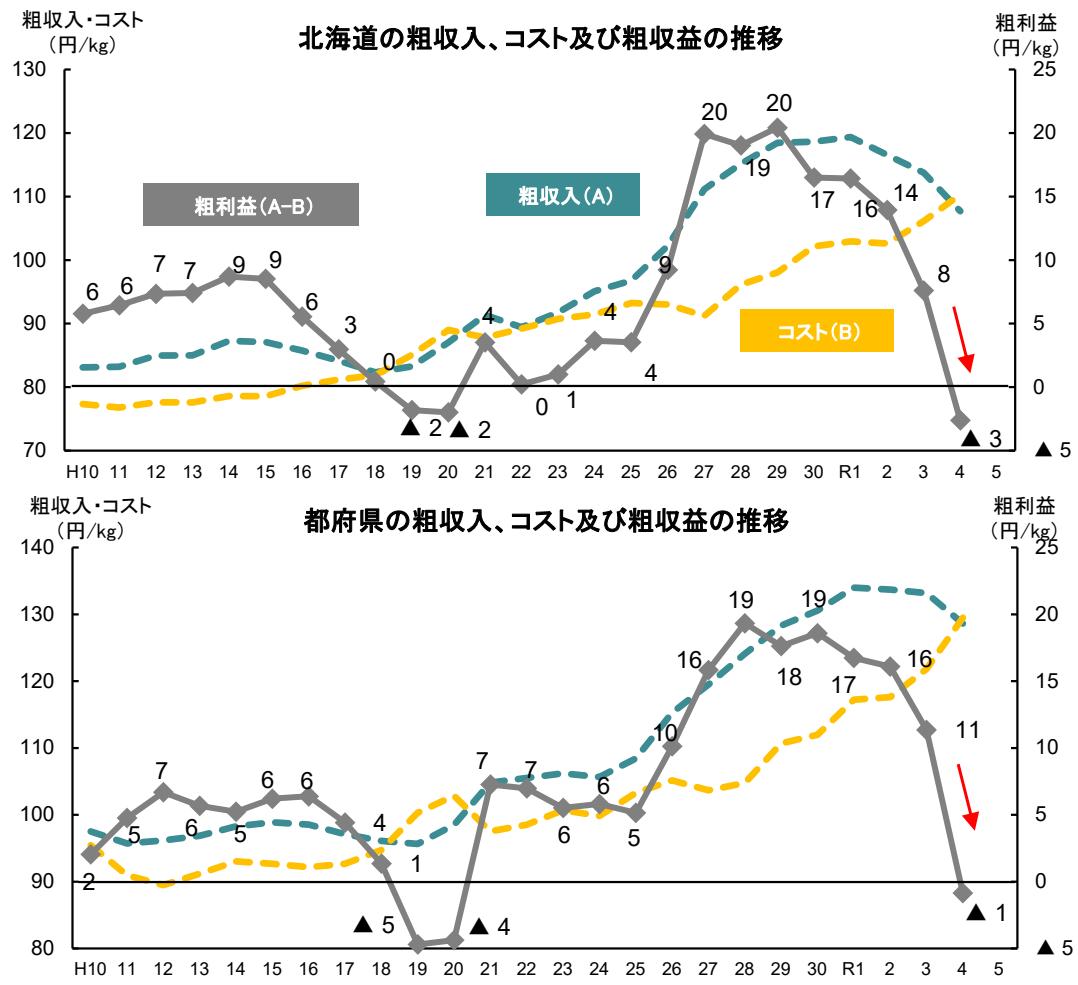
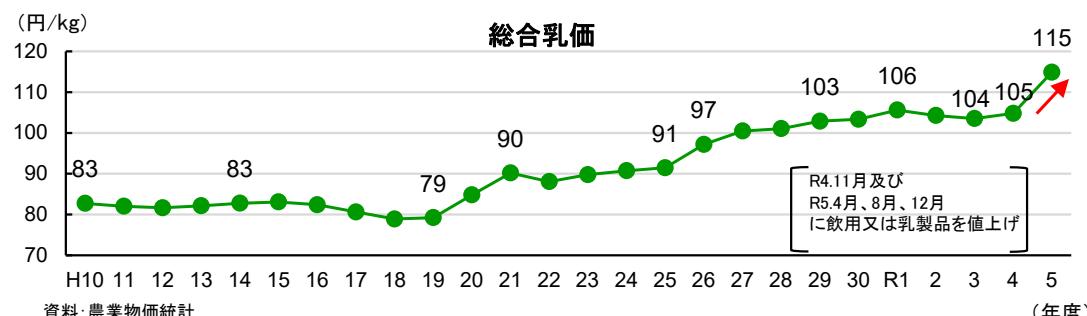
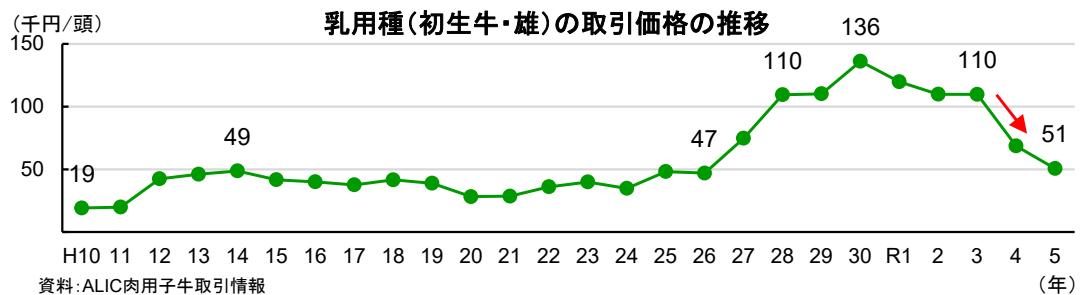
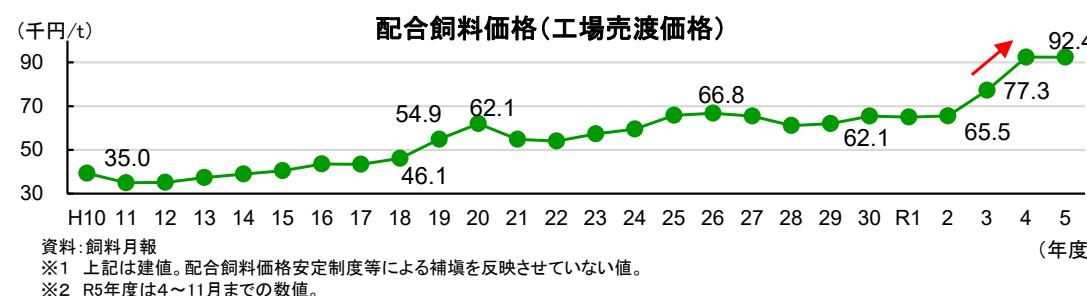
資料:畜産統計(令和5年2月1日現在)

【参考】これまでの取組

- 生乳生産量の増加を図る各種対策に加えて、加工原料乳生産者補給金制度及び加工原料乳生産者経営安定対策事業による酪農経営安定対策を実施。

酪農経営関係②

- 令和4年度に飼料費をはじめとするコストが急増するとともに、副産物収入が急減。
- 令和4年では収支差が大きく悪化したが、乳価の引き上げが令和4年11月以降、令和5年4月、8月及び12月と続いている。なお、収支の推移を振り返ると、10年余りの間隔での浮き沈みがみられる。



資料:生産費統計を基に牛乳乳製品課推計(H10,R1~5は年、H11~30は年度)
粗収入(A)=主産物価額及び副産物価額の合計。主産物価額には加工原料乳生産者補給金を含むが、配合飼料価格安定制度の補填費は含まれていない。
コスト(B)=もと畜費、飼料費、家族労働費その他物貯費及び雇用労働費、支払利子並びに支払地代の合計。自己資本利子及び自作地代は含めていない。

酪農・生乳に関する制度関係

- 平成30年度から加工原料乳生産者補給金制度が新たな仕組みとなり、**指定団体を介さない生乳流通が一定程度拡大**しているが、一部の酪農経営において、**指定団体との契約に反し、年度途中で出荷先や出荷数量を一方的に変更するなどといった事例が散発**している。
- 指定団体を介さない生乳流通は、平成30年以降、年平均0.4ポイントで拡大してきている。

改正畜産経営安定法施行後の対応状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
指定団体 生乳取扱量	700万t	698万t	701万t	709万t	726万t	710万t
指定団体以外 生乳取扱量※	29万t	30万t	35万t	34万t	39万t	44万t
指定団体以外 の割合	3.9%	4.1%	4.8%	4.6%	5.1%	5.8%

資料:牛乳乳製品統計、中央酪農会議「用途別販売実績(速報)」、ALIC「交付対象事業者別の販売生乳数量等」

※①指定団体以外の生乳流通事業者への出荷、②酪農家から乳業者への直接販売、
③酪農家自ら牛乳乳製品製造、④自家消費その他のために使用した生乳量が含まれる

【参考】これまでの取組

- ・ **生乳の適正取引推進ガイドラインの策定、酪農家向けパンフレット「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」の作成**(令和4年5月)により、酪農家、農協、指定団体、乳業メーカーに対し、適正な取引、契約の遵守を推進。また、**公正取引委員会と連携し、説明会を開催**。(令和4年度全国6ブロックにおいてWEB方式により開催)
- ・ 改正畜安法施行後の状況を踏まえ、**畜安法における新たな規律の強化に向けた検討(※)、系統・系統外の生乳流通事業者間で生乳の需給等についての情報交換会(令和5年11月に設置)**での議論の積み重ねを通じて、効率的かつ効果的な需給調整の取組を推進。

※ 現状、畜安法上、指定団体は、「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができないこととされている。

この「正当な理由」として、現状の「季節変動を超えた増減」のほか、「翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合、一定の期限までに申出がないこと」を新設できるか、年度内に省令改正を行う方向で検討中。

生乳の流通関係

- 集送乳経費については、**燃油高騰、運転手不足等に加え、酪農経営の点在化や乳業工場の再編等に伴い移送距離が延びることが課題。**
- 乳業工場の再編は一定程度進み、**稼働率の上昇**が見られる。

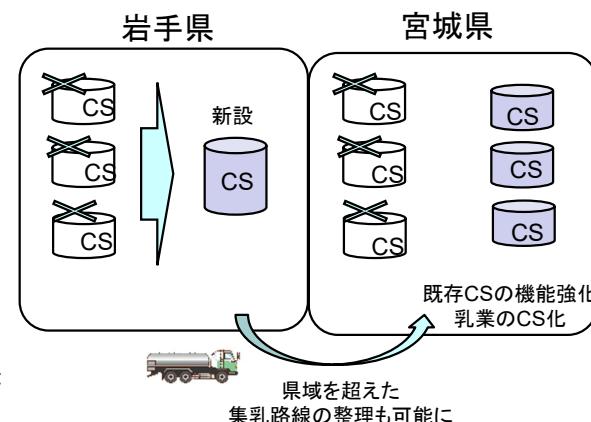
取組事例の紹介(生乳流通合理化)

指定団体内のCSの統合

3つCSを廃止し新たにCSを再編整備するとともに、別の3つのCSを廃止し他のCSに集約

⇒集送乳路線を削減・整理することで**輸送コストの上昇幅を圧縮、人手不足にも対応**

(長期的にはCSの運営費も削減)
※強い農業づくり総合支援交付金により支援
(令和2~4年度)



指定団体間の生乳検査所の統合

関東生乳販連、東北生乳販連の検査所を統合

⇒スケールメリットにより**検査経費を削減**とともに、**検査内容を充実化**

乳業工場の工場数と稼働率

工場の種類	工場数		稼働率	
	H30年度	現状(R4年度)	H30年度	現状(R3年度)
飲用牛乳	196	183	59.9%	+2% 61.8%
乳製品	40	39	72.6%	+12% 84.2%

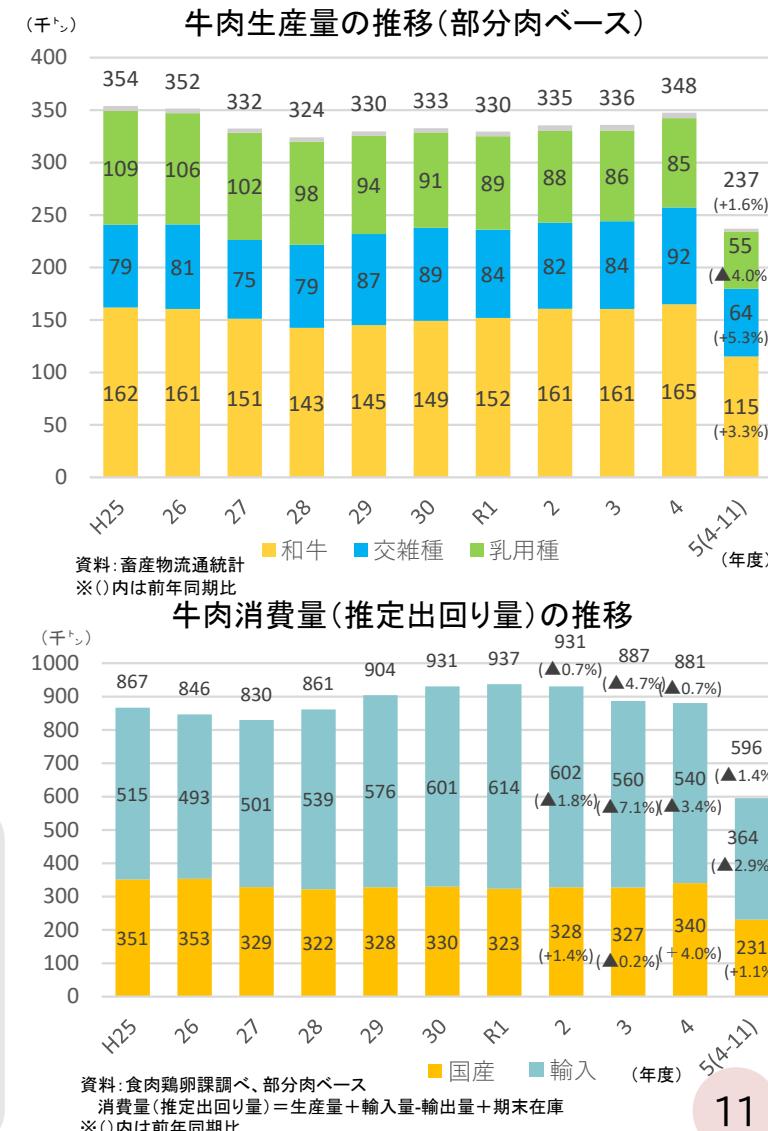
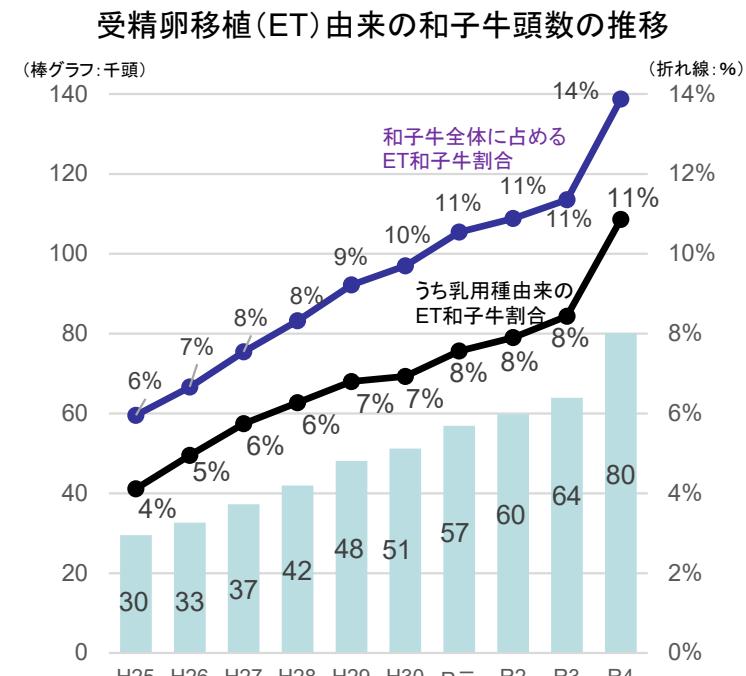
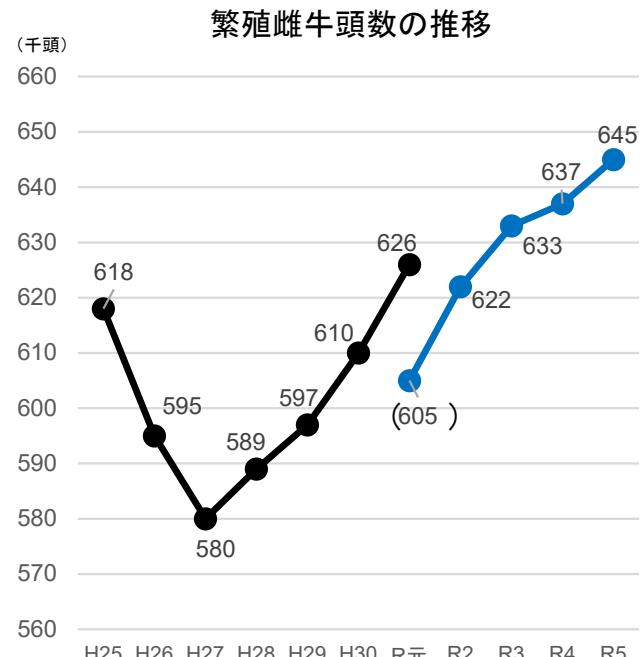
資料：飲用牛乳統計を基に牛乳乳製品課推計

【参考】これまでの取組

- ・ 酪農経営支援総合対策事業による**生産者の生乳流通コスト軽減の取組に対する支援**。(生乳流通合理化計画の作成・貯乳施設の減容化等の取組に対する支援)
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金による**乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援**。(乳業工場の新增設・廃棄等に対する支援)

牛肉の生産・需給関係①(生産、国内消費)

- 繁殖経営の増頭により、**和牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、酪農経営での受精卵移植の利用拡大等にも伴い国産牛肉の生産量は和牛肉を中心に増加。**
- 一方、消費面では、新型コロナウイルス感染症や物価高等の影響を受け、**牛肉の消費量は令和2年度以降3年連続で減少**しており、令和5年度も前年度を下回って推移。なお、**国産牛肉は生産量の増加に伴い消費量(推定出回り量)が増加。**

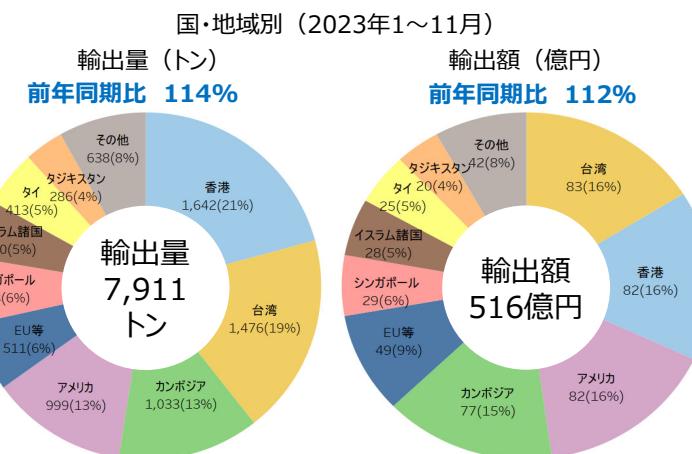
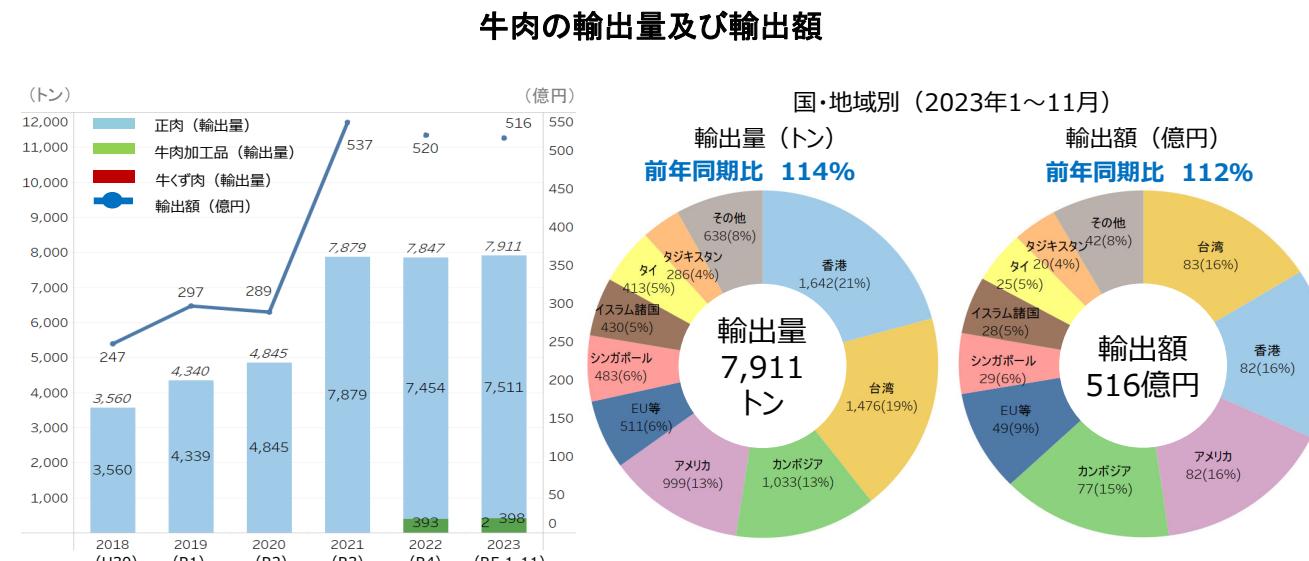


【参考】これまでの取組

- 畜産クラスター事業による**規模拡大に対する支援**(畜舎整備、機械導入等に対する支援)
- 増頭奨励事業による**優良な和牛繁殖雌牛の増頭に対する支援**(増頭実績に応じた奨励金を交付)
- 和牛受精卵事業による**酪農経営における和牛受精卵の利用に対する支援**
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業による**家畜改良に対する支援**(日齢増体量等、生産性向上に資する家畜改良に対する支援)

牛肉の生産・需給関係②(輸出)

- 牛肉輸出は、輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備、施設認定の迅速化の推進等により着実に増加しているが、中国向けは輸出再開に至っていない。また、米国の65千トンの低関税枠は、その97%をブラジル産牛肉が活用。
- 主な国・地域における2023年(令和5年)の輸出状況
 - ・ 米国向け：低関税枠は5月に100%消化したが、前年同期を上回るペースで推移。
 - ・ 香港・台湾向け：前年同期を上回るペースで推移。
 - ・ イスラム諸国向け：サウジアラビア向け輸出が始まるなど、着実に増加。
- 令和5年には、輸出促進法に基づき認定された「日本畜産物輸出促進協会」によるオールジャパンの体制を構築、食肉処理施設を中心に生産者、輸出事業者が形成したコンソーシアムによる新たな商流構築の取組等により、輸出額は増加傾向で推移。
- 輸出に当たり、輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定が必要なところ、施設整備の支援、施設認定の迅速化の推進等により着実に認定施設数が増加。
- 2023年(令和5年)12月時点の認定施設数は、米国・EU・香港等向けが16施設、台湾・シンガポール等向けが28施設と、2025年(令和7年)目標は未達。



輸出先国別の認定施設数

	米国	EU	香港	台湾	シンガポール
認定施設数	16 (14)	11 (7)	14 (13)	28 (23)	20 (16)

	UAE	カタール	バーレーン	インドネシア	マレーシア	サウジアラビア
認定施設数	6 (4)	8* (5)	6* (5)	2* (2)	2 (2)	3 (0)

括弧内は2020年(令和2年)3月末時点
※災害で稼働停止中の1施設を含む。

(参考)農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に掲げた目標

牛肉の輸出額	輸出施設整備
2025年(令和7年) 1600億円	2025年(令和7年)
2030年(令和12年) 3600億円	米国・EU・香港等向け:25施設 台湾・シンガポール等向け:40施設

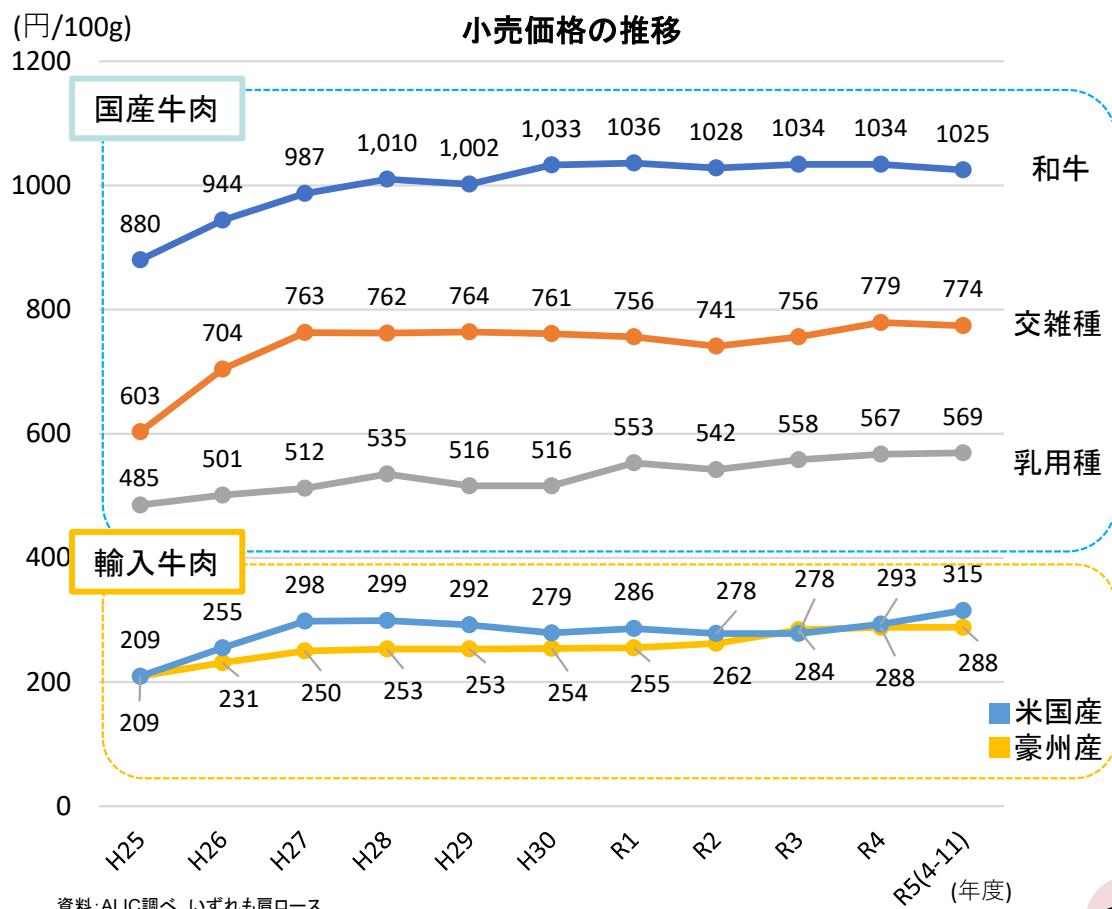
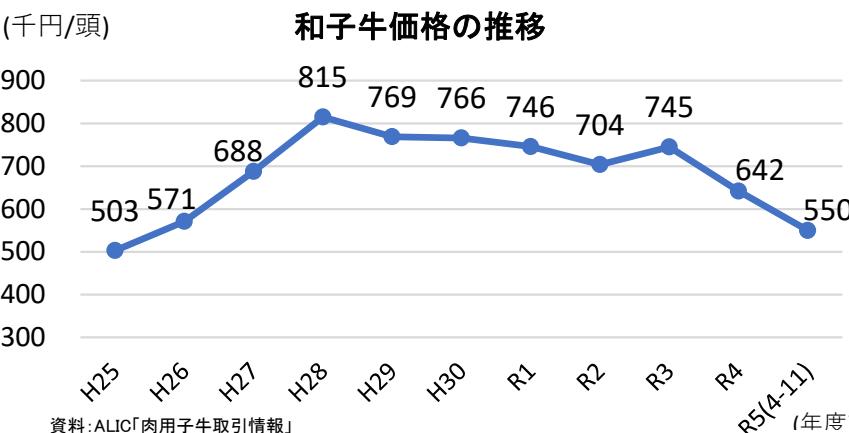
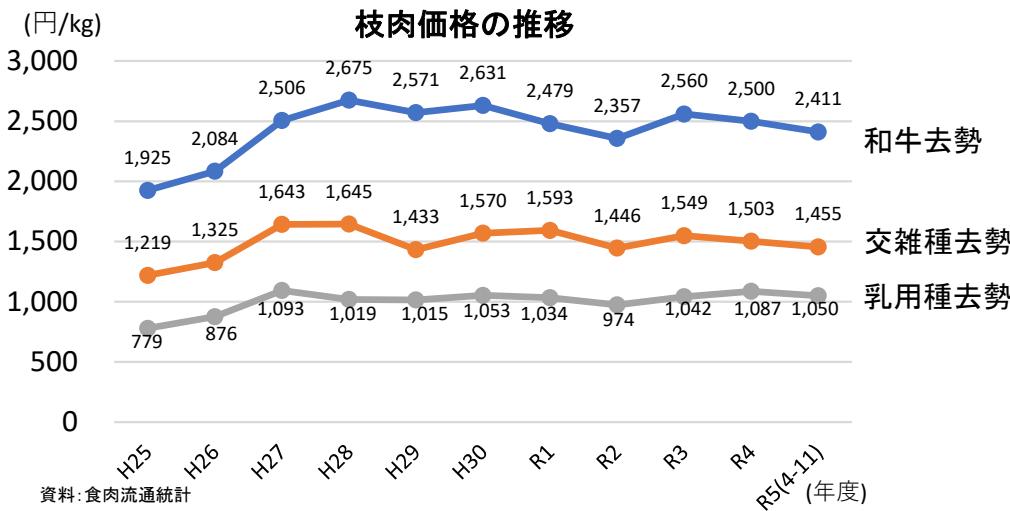
注:施設で複数の国・地域の認定を受けているものを含む。

【参考】これまでの取組

- ・ 畜産物輸出コンソーシアム事業によるコンソーシアムや団体の輸出促進活動に対する支援(商談、輸出プロモーション活動に対する支援)
- ・ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業による輸出対応型の食肉処理施設の整備・機械導入等に対する支援

牛肉の生産・需給関係③(価格)

- 消費者の購買力が低下し、**国産牛の枝肉価格は弱含み**で推移。
- 繁殖雌牛の増頭や酪農経営での受精卵移植の活用拡大等により**肉用子牛の生産頭数が増加**する一方、枝肉価格の低下や肥育コストの増加により肥育農家の子牛購買意欲が低下しており、その結果、**肉用子牛価格も大きく下落**。
- 小売価格については、直近では**国産牛肉価格は概ね横ばい**。輸入牛肉は現地価格の上昇や円安の進展を反映し上昇しているが、**国産との開きは大きい**状況。
- 政策による増頭支援(増頭奨励や和牛受精卵移植への支援)は一時停止し、若い繁殖雌牛への更新を支援し、成長が良く肉質に優れた肉用子牛の生産を**推進**。



牛肉の生産・需給関係④(消費者ニーズ)

- 消費者ニーズは赤身肉から霜降り肉まで多様化。なお、消費者の約6割が、価格次第で霜降り肉を購入する意向。
- 消費者が赤身肉と認識する牛肉には乳用種、交雑種が、霜降り肉と認識する牛肉は黒毛和種、交雑種が占めている。
- 黒毛和種、交雑種、乳用種の全体で、多様な消費者ニーズに対応している状況。

食肉に関する意識調査

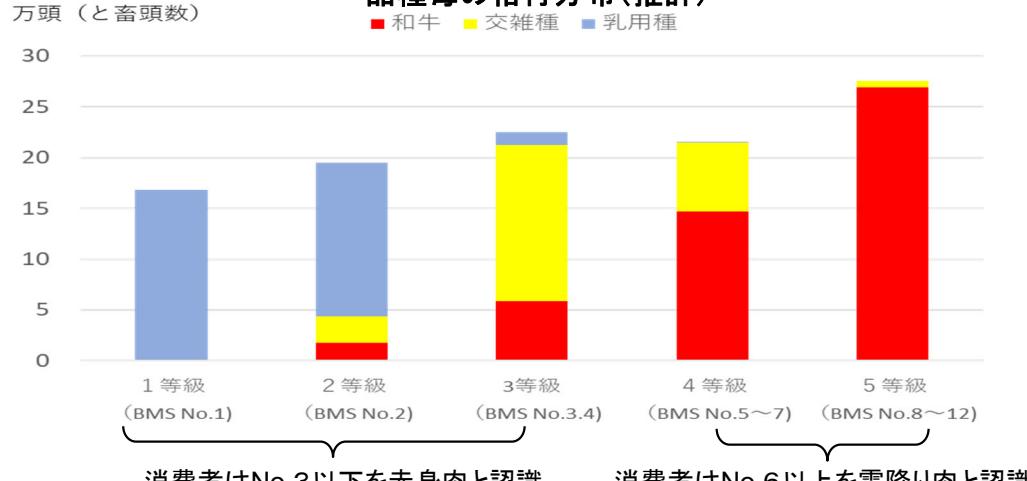
いつも赤身	普段は赤身たまに霜降	赤身と霜降半々	普段は霜降たまに赤身	いつも霜降	国産牛肉購入せず
17.6%	31.6%	13.7%	12.3%	5.6%	19.2%
赤身肉より安価でも 霜降り肉は購入しない	値段によっては 霜降り肉を購入する*	値段に関係なく 霜降り肉を購入する			
29.1%	59.0%	11.9%			

* 赤身肉より2割高程度なら38.5%、3割高程度なら12.5%、5割高程度なら4.8%、2倍高くても3.2%が、赤身肉より霜降り肉を購入。

資料:令和5年度「食肉に関する意識調査」、日本食肉消費総合センター調べn=1,800人

品種毎の格付分布(推計)

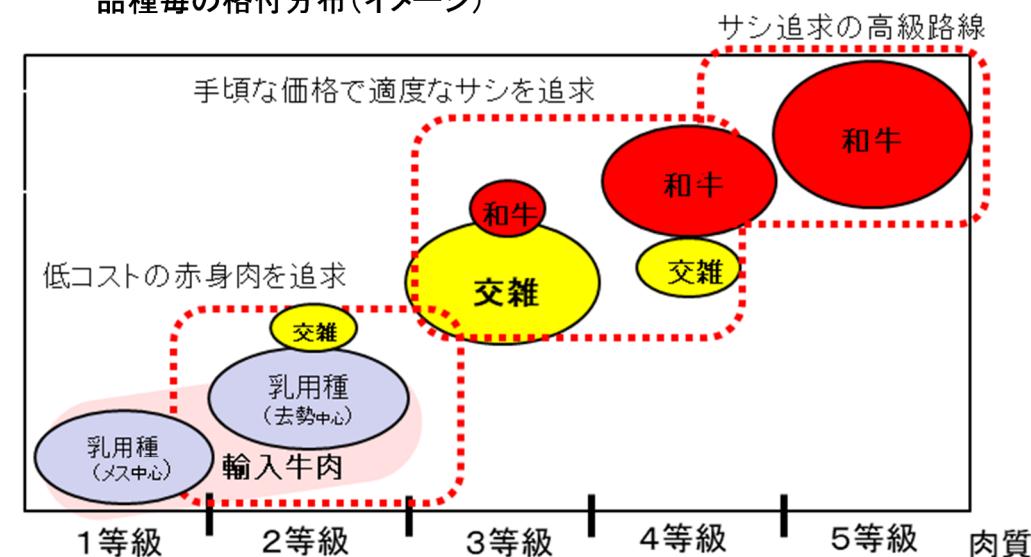
■ 和牛 ■ 交雑種 ■ 乳用種



資料:食肉鶏卵課推計

※格付割合をと畜頭数に乗じて算出。格付率の低い乳用雌牛についてのみ未格付頭数を1等級とみなす。

品種毎の格付分布(イメージ)



【参考】これまでの取組

- 畜産生産力・生産体制強化対策事業による食味に関するオレイン酸等を測定する機器、出荷時期の早期化に必要となる生体肉質診断機器の導入に対する支援
- 国内外の和牛肉の需要開拓を支援するため、和牛肉の輸出促進に取り組むほか、国内需要を拡大するための、和牛肉の新規需要開拓、消費拡大やインバウンド需要の喚起に対する支援

肉用牛経営関係

- 肉用牛経営戸数は高齢化等を背景に減少しているが、**飼料価格高騰等を背景とした経営環境の悪化**により、令和5年は例年以上に減少。
- 一方、**飼養頭数は繁殖雌牛、肥育牛ともに増加し、規模拡大も進展。**
- **繁殖経営では、令和4年度に飼料費(生産費の約4割)をはじめとするコストが急増。肥育経営では、令和4年度に生産費の約6割であるもと畜費は減少したものの、飼料費(生産費の約3割)をはじめとするコストが急増。**

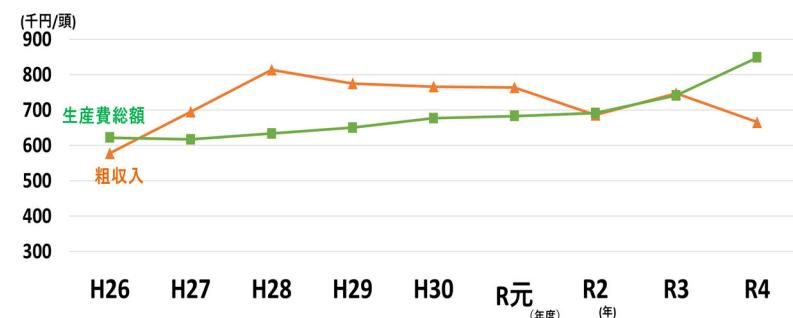
肉用牛の飼養戸数及び頭数

年度	R2	R3	R4	R5
肉用牛飼養戸数(千戸)	43.9 (▲3.7)	42.1 (▲4.1)	40.4 (▲4.0)	38.6 (▲4.5)
肉用牛飼養頭数(千頭)	2,555	2,605	2,614	2,687
繁殖雌牛飼養戸数(千戸)	38.6	36.9	35.5	33.8
繁殖雌牛頭数(千頭)	622	633	637	645
1戸当たり頭数(頭)	16.1	17.1	17.9	19.1
肥育牛飼養戸数(千戸)	10.0	9.7	9.5	9.5
肥育牛頭数(千頭)	1,548	1,575	1,601	1,635
1戸当たり頭数(頭)	155.1	161.7	168.8	171.7

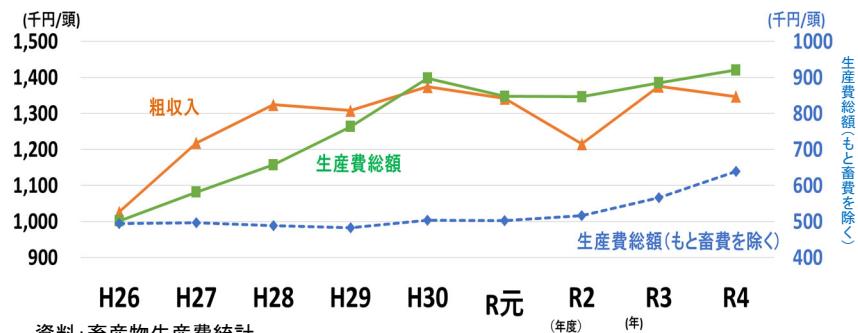
資料：畜産統計(各年2月1日時点)

※繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

繁殖雌牛1頭当たりのコスト



肥育牛1頭当たりのコスト



資料：畜産物生産費統計

【参考】これまでの取組

- ・ 飼料給与量の削減、牛舎回転率の上昇等の効果が期待できる**肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化の取組に対する支援**
- ・ **繁殖経営の増頭・増産を図る各種対策に加えて**、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)等による**肉用牛繁殖・肥育経営安定対策を実施。**

肉用牛・牛肉の流通関係

- 食肉処理施設の1日当たりの処理能力及び処理頭数は増加傾向にある一方で、稼働率については横ばいで推移。引き続き再編整備を推進するため、食肉流通再編合理化施設整備事業等により支援。令和元年度以降、3施設において再編整備を実施（2施設は整備中）。
- 加えて、近年、顕著になっている労働力不足等に対応するため、省力化・自動化機械の導入等を支援する事業を新たに措置。
- 2024年4月からの、トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制の適用を間近に控え、今後の生体家畜の輸送経費の上昇が懸念（トラック物流2024問題）。このため、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送事業者等が一体となり、流通体制の転換を目指す実証的取組を支援。

食肉処理施設の施設数・稼働率

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
施設数	183	178	176	171
稼働率	61%	62%	61%	62%

資料：施設数は畜産物流通調査、稼働率は食肉鶏卵課調べ

食肉処理施設の1日当たりの処理能力、処理頭数

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1日当たりの処理能力	819頭	831頭	880頭	885頭
1日当たりの処理頭数	498頭	516頭	539頭	551頭

資料：食肉鶏卵課調べ

【参考】これまでの取組

- ・強い農業づくり総合支援交付金や家畜取引スマート化推進支援事業等による家畜市場の機能向上に対する支援（家畜市場の再編・整備や家畜取引のスマート化に必要な施設整備、機械導入等に対する支援）
- ・食肉流通再編合理化施設整備事業等によるコンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に対する支援（コンソーシアム計画の策定・実施、再編合理化に必要な施設整備、機械導入等に対する支援）

国産飼料の生産・利用関係

- 近年の飼料自給率は、需要量や生産量に変化はあるものの、**横ばいで推移**。
- 飼料作付面積や生産量は横ばいから微増で推移。高栄養で濃厚飼料の低減にも寄与する青刈りとうもろこしの生産は伸び悩み。
- 飼料の生産・利用拡大のためには、①利便性の良い飼料作付地や②労働力の確保が困難であることや、これまで我が国では、畜産農家が自ら生産し、利用する自給飼料が主であったため、③流通体制が不十分、④国産飼料に対する品質面での安定性や信頼感が不十分といった課題がある。
- このため、①耕種農家が生産した飼料を畜産農家が利用する**耕畜連携**や、②飼料生産組織の運営強化、③国産飼料の**広域流通**、④品質表示を行って販売を拡大する取組、⑤単位面積当たり栄養量の多い**青刈りとうもろこしの生産拡大**、⑥草地の改良・整備や、農地の排水性改善による**单収向上**、⑦畑地での輪作を活用した飼料生産を推進。
- なお、コストをできる限り抑えた形で**飼料生産を促す**ため、地域での話し合いの下、**水田から畑地への転換も重要**。
- **令和6年度中に市町村が策定する「地域計画」**に、耕畜連携等による飼料生産やそれを担う飼料生産者を含めるなど、**飼料生産を意識した計画作成を促し、飼料の産地づくりを推進**。※「地域計画」：農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき地域の農地利用の姿等を明確化する地域農業の設計図。

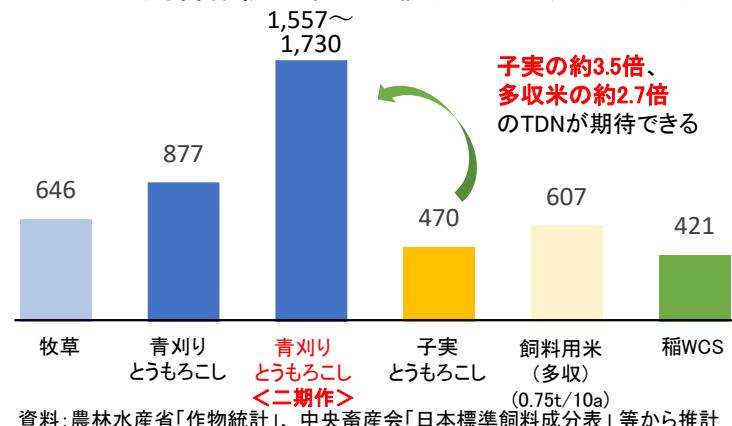
飼料自給率と飼料作物の面積、生産量

		H25	H30	R元	R2	R3	R4
飼 料 自 給 率	全 体	26%	25%	25%	25%	26%	26%
飼 料 作 物	面 積 (万 h a)	89	89	89	88	89	88
	青刈りとうもろこし	9.3	9.5	9.5	9.5	9.6	9.6
	生 产 量 (万 T D N t)	335	332	340	332	332	344

資料:飼料課推計

※飼料作物には飼料用米、放牧は含まない

飼料作物の単収比較(10a当たりのTDN[±])



【参考】これまでの取組

- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業による**飼料生産組織の運営強化**(飼料生産組織における機械やICT機器の導入等)、**草地改良**(土壌改良資材の投入や耕起、優良品種の導入等)、**放牧や未利用資源の活用の推進**(放牧管理における省力化機器等の導入、エコフィードの安定的な生産利用体制の構築に向けた支援等)等に対する支援
- ・草地関連基盤整備(公共)による**効率的な飼料生産**に対する支援

配合飼料製造関係

- 配合飼料工場数は、平成5年度の169工場から、令和3年度には105工場までに減少。また、生産量上位5地域^注のシェアは約5割から7割に上昇。近年は工場数の減少と生産集約の動きは鈍化。(注:鹿児島、茨城、北海道、岡山及び青森)
- 平成29年度以降、5件の配合飼料工場の事業再編でALIC事業を活用。事業再編を推進するため、引き続き、農業競争力強化支援法やALIC事業により促進。一方、厳しい経営状況のもとで事業再編等の投資は難しいという意見もある。
- 令和元年度以降、製造される配合飼料の種類は、約10,000以上(1工場当たり平均100以上)で推移。(飼料メーカーが配合割合を設計する飼料の他、生産者が個別に配合原料・割合を指定して製造委託する飼料も含まれる。)生産者団体が、商品数を抑えて配合飼料を共同購入することにより、購入価格を引き下げる事例もある。
- 「物流2024年問題」による輸送能力の低下に加えて、飼料タンクの補充等の高所作業や突発的な発注といった飼料輸送特有の負担が存在。このため、飼料流通の効率化・標準化に資する実証等の取組を支援。
- 地域によっては、複数の飼料メーカーの製品を共同配送することにより、輸送単位を大きくし、効率的な輸送を図っている事例もある。

配合飼料製造工場数及び生産量上位5地域のシェアの推移

年度	H5	H12	H17	H27	H30	R元	R2	R3
工場数	169	145	129	115	107	106	106	105
5地域のシェア	54%	60%	62%	66%	—	67%	—	69%

資料:公益社団法人配合飼料供給安定機構「配合飼料産業調査」等

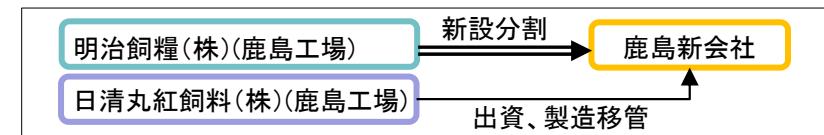
注:上位5地域は鹿児島、茨城、北海道、岡山及び青森(令和3年度)

【参考】これまでの取組

- ・ 農業競争力強化支援法に基づき認定を受けた事業再編計画により実施する配合飼料工場の再編・合理化に対し畜産経営安定化飼料緊急支援事業(ALIC事業)により支援

(参考) 農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編

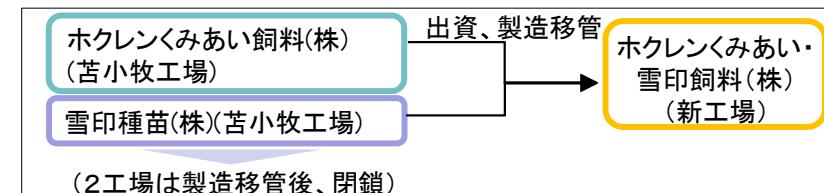
- ① フィード・ワン(株)(平成31年3月認定)
工場が老朽化した子会社から自社新工場へ製造移管
- ② 明治飼糧(株)・日清丸紅飼料(株)(令和元年7月認定)
【関東】子会社を新設し、牛用飼料の製造を移管



【関西】既存子会社に資本参加、牛用飼料の製造を移管



- ③ ホクレンくみあい飼料(株)・雪印種苗(株)(令和元年7月認定)
合弁会社を設立し、飼料製造を移管



配合飼料価格安定制度関係

- 今般の配合飼料価格高騰に伴い、令和2年度第4四半期から令和5年度第2四半期まで(約3年間)配合飼料価格安定制度による補填が発動。総額5,600億円を超える補填金を生産者に対して交付してきたが、価格高騰が急激かつ長期間にわたったため、民間負担分の補填財源が払底。
- このため、市中銀行等から総額約1,200億円を超える借り入れ等を行い、補填財源を確保。この借入金等は令和13年度までの10年にわたって返済予定。
- このように、本制度は巨額の財源負担をする場合がある仕組みであり、その持続可能性に懸念。

○ 現状のデータ等（令和5年12月時点）

令和2年度第4四半期以降における本制度等による補填総額と民間・国別の負担額

補填の種類	民間負担額	国費負担額	計
通常・異常補填	3,139億円	993億円	4,132億円
緊急補填	404億円	269億円	674億円
特別対策	-	854億円	854億円
計	3,543億円	2,117億円	5,660億円

基金の借入額等と返済期間

	通常補填	異常補填	緊急補填	総額
借入額等	428億円	674億円	141億円	1,242億円
返済期間	5年間 (R5～R10年度)	10年間 (R4～R13年度)	5年間 (R6～R11年度)	-

【参考】これまでの取組

- ・本制度の異常補填基金への累次の積増しや飼料価格の高止まり時でも補填が出やすくなる仕組み(新たな特例)を令和5年度第1四半期から創設とともに、制度とは別に全額国費で補填する特別対策を2四半期にわたって実施。
- ・これらの対策のため、補正予算に加え、1年間で3度の予備費を使用する異例の対応により、国費で総額2,000億円を超える予算を措置し、畜産経営の激変緩和を図ってきた。

○ 今般の対応に対する主な意見

【生産者・生産者団体】

- より補填が出るような仕組みとなる制度にしてほしい。
- 廃業する生産者の分まで、継続する者が借入金を返済していくことになり、今後の経営に大きな負の影響。

【飼料メーカー】

- 財源が枯渇した時に借金をしてまで補填するのではなく、財源の範囲内で補填するような仕組みにしてほしい。
- 持続可能な制度となるような抜本的な改革に向けて、まずは意見交換会という形で早急に検討してほしい。

担い手確保・新規就農等経営支援関係

○ 新規参入者数は、比較的初期投資額の低い肉用牛経営で多く、**新規雇用就農者数は**、法人化の進む**養豚経営や肉用牛経営**が多い。

○ 畜産経営がデータを活用した高度な経営判断ができるよう、畜産クラウドの運用を平成30年より開始。

現在、**畜産関係団体や民間のITベンダー等が連携し**、畜産クラウドへの牛個体識別情報、乳量・乳成分情報、家畜人工授精情報などの**生産情報等の集約**及び**畜産経営改善支援への活用を推進**。(畜産クラウドの畜産経営等の利用登録者数約9,500件:令和5年3月時点)

	新規参入者数の推移 (人)				
	H30	R1	R2	R3	R4
酪農	29	28	37	40	32
肉用牛	51	54	61	70	85
養豚	0	1	6	7	9

資料:農林水産省畜産局「畜産への新規就農及び経営離脱に関する調査」
※「新規参入者」:畜舎、農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

	新規雇用者数の推移 (人)				
	H30	R1	R2	R3	R4
酪農	380	760	810	490	380
肉用牛	620	660	720	960	800
養豚	640	690	750	930	1,040

資料:農林水産省大臣官房統計部「新規就農者調査」、「2015年農林業センサス」及び「2020年農林業センサス」(組替集計)
※ 販売金額1位の部門別を集計
※1の位を四捨五入して10人単位で記載
※「新規雇用就農者」:新たに法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者

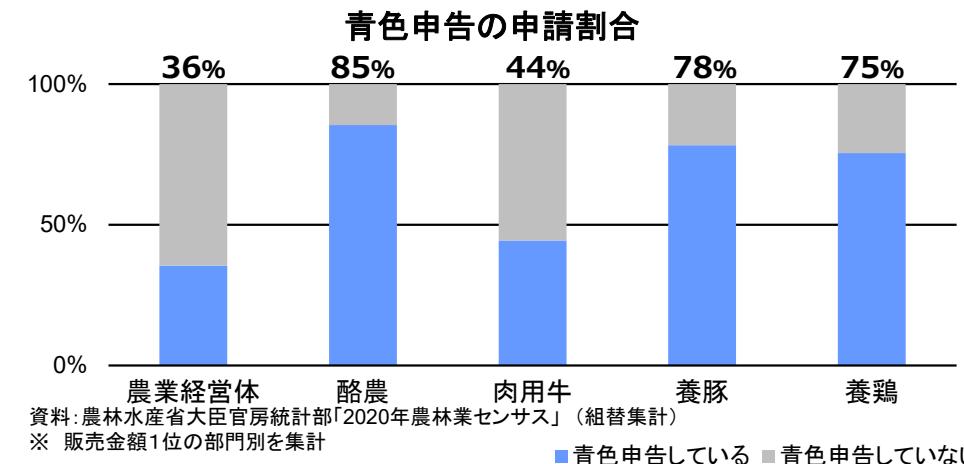
【参考】これまでの取組

【後継者に対する施策】

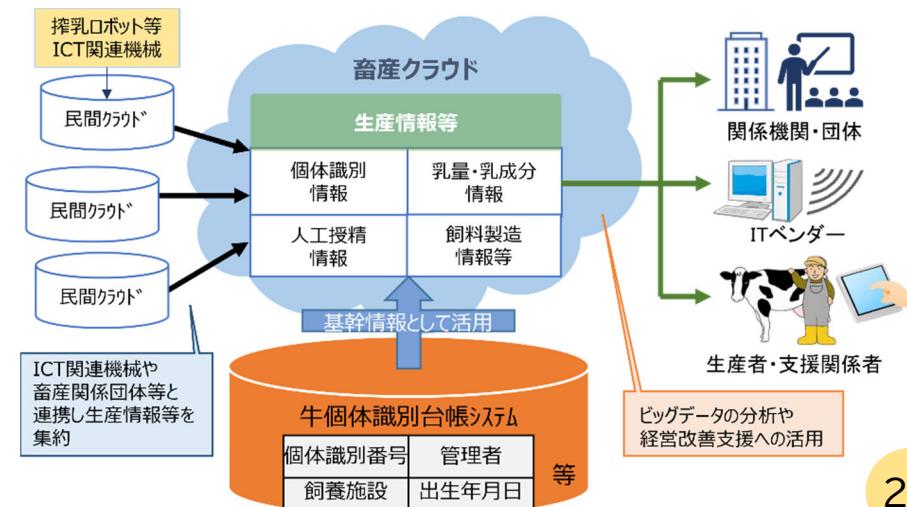
- 酪農経営支援総合対策事業や畜産クラスター事業等による**経営継承や新規就農促進に対する支援**(就業前後の研修実施、経営資源継承に必要な施設整備等に対する支援)

【生産情報等の集約・活用による経営改善支援】

- 畜産経営体生産性向上対策による**畜産クラウドの構築等に対する支援**(ICT関連機器等から得られる生産情報等を集約し、畜産経営の改善のために活用するための体制整備等に対する支援)



畜産データの活用(畜産クラウド)

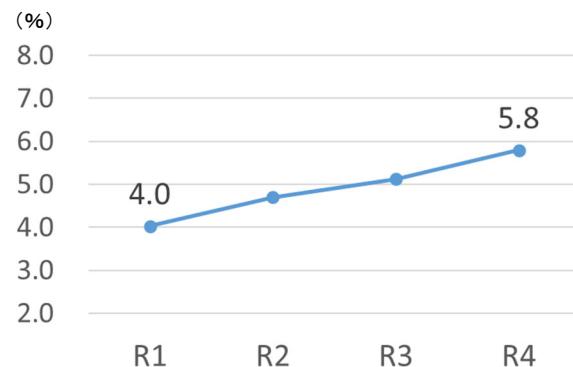


労働力不足対応(省力化、外部支援組織活用等)関係

- 搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の省力化機器を導入している酪農・畜産経営戸数は増加している。
- 1頭当たり年間平均労働時間は酪農では減少傾向にあるが、肉用牛、養豚では増加傾向。1経営体当たり年間平均労働時間は酪農、肉用牛、養豚とともに増加。
- 深刻化する人手不足に対応するため、外国人材の活用も進展。

(畜産分野※での特定技能在留外国人数:555人(R2.12)→4,712人(R5.6))。※:出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」(食肉処理等の流通現場は除く)

酪農家に占める搾乳ロボット導入農家の割合



資料:畜産振興課聞き取り

年間平均労働時間(令和4年)

(時間)

	搾乳牛	子牛	肥育牛	肥育豚
1頭当たり	95.1 (101.5)	134.3 (126.5)	53.3 (49.7)	3.05 (2.91)
	酪農	肉用牛(繁殖)	肉用牛(肥育)	養豚
1経営体 当たり	6,217 (5,723)	1,813 (1,530)	3,637 (3,580)	4,735 (4,071)

資料:「畜産物生産費統計」

※()内はH30年の数値

外部支援組織の活用・機能強化の状況

- ・ 1戸当たり年間酪農ヘルパー利用日数: 23.1日(H30)→24.0日(R4速報値)
- ・ 全国のキャトルステーション・キャトルブリーディングステーション数: 68(H30)→114(R4)
- ・ 全国のコントラクター等組織数: 826(H30)→828(R4)
- ・ 全国のTMRセンター数: 143(H30)→163(R4)

【参考】これまでの取組

【就農者に対する施策】

- ・ 畜産経営体生産性向上対策事業による省力化に対する支援(搾乳ロボットの導入、発情発見装置、分娩監視装置等の導入に対する支援)
- ・ 酪農経営支援総合対策事業や畜産クラスター事業等による外部支援組織の機能強化に対する支援(酪農ヘルパーの人材確保及び待遇改善、CBS、コントラクター、TMRセンターへの機械導入等に対する支援)

【新たな人材に対する施策】

- ・ 特定技能制度の活用の相談受付(出入国在留管理庁との連携)

飼養管理関係①(家畜防疫)

- 口蹄疫等の牛の越境性動物疾病について、**国内では清浄性を維持している一方、東アジアでは発生の継続・拡大**。また、牛のブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 豚熱は、**H30年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、89例の発生を確認**(R5年12月末)。また、アフリカ豚熱は我が国では未発生だが、東アジアでは我が国と台湾を除く全域で発生。
- 高病原性鳥インフルエンザは**令和2年度以降、毎シーズン発生**。
- **家畜の伝染性疾病の国際的な広がり**や国境を越えた物流・交通の活発化を踏まえ、**水際対策**、飼養衛生管理の徹底等による**国内の発生予防・まん延防止対策**や**生産現場での防疫体制の構築**等が重要。

主要な家畜伝染病の発生状況^{注1} ^{注3}の推移

(単位：戸数)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	519	306
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	8	4
高病原性鳥インフルエンザ ^{注2}	24	0	0	0	1	0	12	1	0	0	52	25	84	6
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫は疑似患畜を含む）。

注2：高病原性鳥インフルエンザのデータのみシーズンごと（秋の発生から翌年の終息までを1区切り）に発生状況を記載。（R5年1月23日時点）。

注3：高病原性鳥インフルエンザ以外のデータはR5年9月末までの集計結果。

【参考】これまでの取組

- ・ 改正家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫官の権限強化に加え、動物検疫体制の強化、国際郵便物対策、日本への旅行者に対する畜産物持ち込み禁止の情報発信や国際線の機内アナウンス等の広報活動等による国内侵入防止対策の徹底
- ・ 飼養衛生管理基準等に基づく、農場における飼養衛生管理の向上のための取組等への支援 等

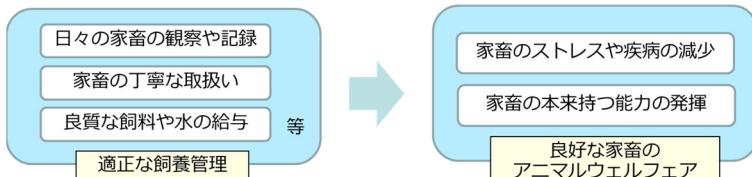
飼養管理関係②(アニマルウェルフェア)

- アニマルウェルフェア(AW)の推進に国が主体的に取り組むことを示すため、**国際基準であるWOAHコードに沿った国指針**(畜産局長通知)を、令和5年7月26日に**新たに発出**。
- 指針発出直後から、全国説明会、地方ブロック別説明会、畜種別説明会等を集中的に実施し、都道府県や生産者団体、消費者団体等を対象に、指針の内容について説明(令和5年12月末時点で76回実施)。
- 今後は、
 - (1) 生産者に対しては、**国が生産現場における実施状況をモニタリングすべく作業中**。その結果も踏まえて、**将来的に「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定**するなど、生産現場における本指針の普及・定着を図っていくこととしている。
 - (2) 消費者等に対しては、AWに配慮した畜産物の普及に消費者の理解や輸出先国での認知が欠かせないことから、各種PR資料(通知や指針の英訳含む)の作成やシンポジウムの開催を進めることとしている。

家畜のアニマルウェルフェアとは

WOAHのアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- ・「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義するとともに、
- ・「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指標とされている。



「5つの自由」とは

- ① 飲食、渴き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

アニマルウェルフェアに関する新たな国指針の策定について

- ・ 畜産局長通知では、国際基準であるWOAHコードにより示されるAWの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- ・ 個別の指針として、「乳用牛」、「肉用牛」、「豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「馬」、「家畜の輸送」及び「家畜の農場内における安楽死」について策定。
- ・ 参考資料として、「Q&A」、各指針の内容の充足状況を確認できる「チェックリスト」を作成。
- ・ 全て農林水産省HPにおいて公表。

【参考】これまでの取組

- ・ 畜産GAP拡大推進加速化事業による**AWに配慮した飼養管理の普及拡大等の取組に対する支援**(AWに配慮した飼養管理の改善の検討、科学的知見の収集等に対する支援)
- ・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業による**AWに配慮した飼養管理技術の開発等に対する支援**(委託プロジェクト研究)

家畜改良

- 乳用牛では、遺伝子(SNP)情報を使用したゲノミック評価を活用し、泌乳能力等が向上した結果、1頭あたりの年間搾乳量は増加。一方、供用期間については、短縮傾向が継続。
- 肉用牛では、品質向上に向けた生産者の努力の結果もあり、和牛去勢の約9割が5等級・4等級となっているが、流通事業者等からは、適度な脂肪交雑や赤身肉を求める声もあり、今後も国産牛肉全体で、多様な消費者のニーズへの対応が必要。また、肥育開始月齢及び肥育終了月齢は、ほとんど変化がみられない。

乳用牛及び肉用牛の主な改良指標

令和4年度	乳用牛		肉用牛			
	1頭当たりの年間搾乳量	平均除籍産次	枝肉重量	肉質等級	肥育開始月齢	
	8,871kg (8,636kg)	3.25産 (3.30産)	513kg (502kg)	4.5 (4.2)	9.0か月 (9.2か月)	29.5か月 (29.5か月)

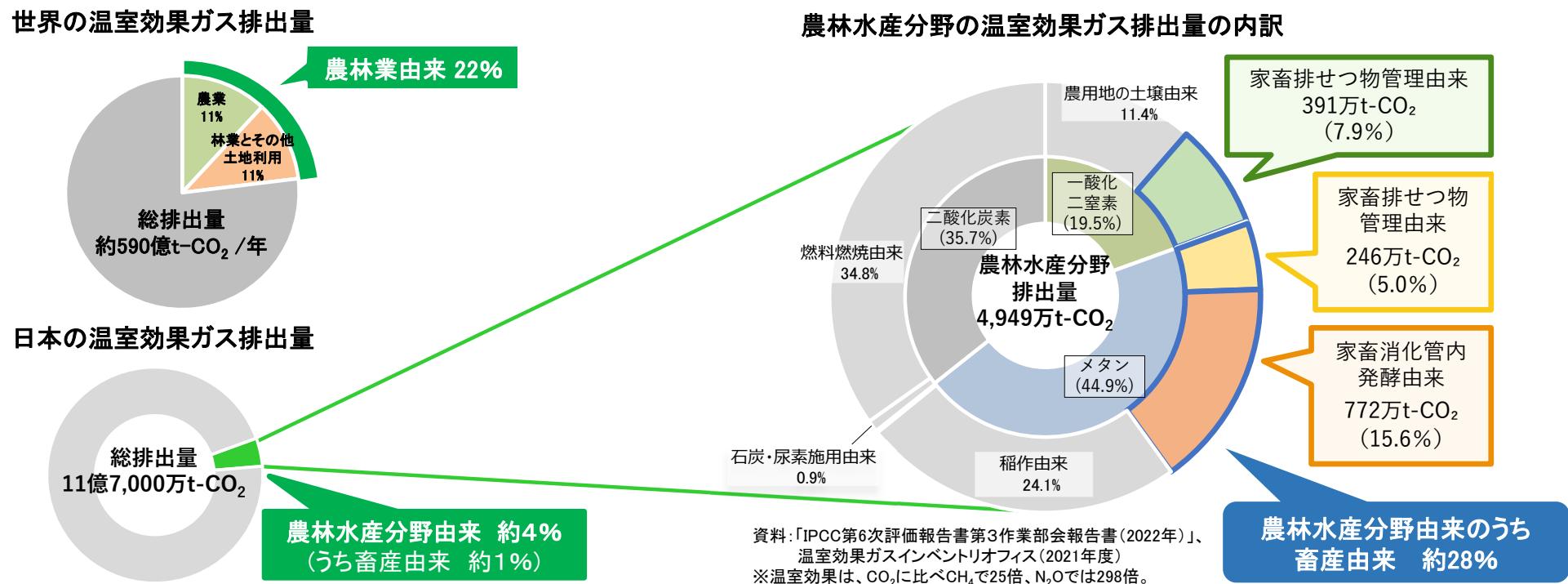
資料：農林水産省(畜産統計、牛乳乳製品統計、畜産物生産費)、(一社)家畜改良事業団(乳用牛群能力検定成績のまとめ)、農林水産省畜産振興課調べ
※()内はH30年度の数値

【参考】これまでの取組

- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業により、遺伝子解析技術等を活用した生涯生産性の向上、枝肉情報と血統登録情報を組み合わせた分析による改良の推進、和牛の血統の信頼確保のためのモニタリング調査等を支援
- ・飼養管理にかかる生産コストの増加等に対応するため、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、
 - (1) **乳用牛**については、配合飼料の多給による乳量偏重から、長命連産性に重きをおいた強健な牛群構成の転換、
 - (2) **肉用牛**については、肥育期間の短縮・出荷時期の早期化の推進を支援することとしている。
- ・令和2年10月に施行された和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜人工授精所への立入検査の実施等による和牛遺伝資源の流通管理の適正化、譲渡契約の普及による知的財産としての保護に向けた取組を推進している。

環境負荷低減への対応

- 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、政府全体で、2050年カーボンニュートラル、2030年度において温室効果ガス46%削減目標（2013年度比）が設定され、農林水産省においても、「みどりの食料システム戦略」及び「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減の取組を推進。畜産業においても温室効果ガスの削減等、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷低減の取組を通じて、将来にわたって持続可能な食料システムの確立に貢献することが求められている。



【参考】これまでの取組

- 国内肥料資源利用拡大対策事業により、家畜排せつ物の管理に伴い発生する温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵に必要な施設、機械を導入する取組を支援
- 環境負荷軽減型持続的生産支援事業により、酪農・肉用牛生産における温室効果ガスの削減の取組を支援（飼料生産等に係る温室効果ガスの排出削減、有機飼料の生産、乳用牛への脂肪酸カルシウムの給与によるメタンガス排出の削減）。
- 温室効果ガス削減効果を有する飼料添加物の指定制度を整備し（令和4年9月）、要望があった資材について指定に向け審議中。
- 環境負荷低減の取組の「見える化」を図るため、温室効果ガス簡易算定ツールの作成と消費者等へのわかりやすい表示について検討を開始。
- 環境負荷低減の取組を普及するため、補助事業において「みどりのチェックシート」を活用（クロスコンプライアンス）。

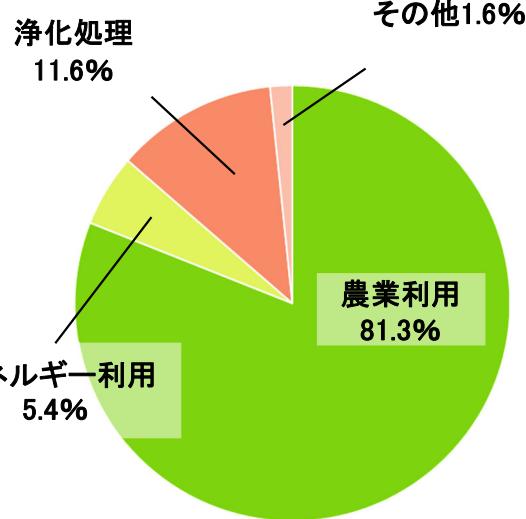
畜産環境(家畜排せつ物の処理・利用の促進)

- 家畜排せつ物は、年間約8,000万t発生しており、**堆肥等として農地に還元されるなどにより約8割(6,500万t)が農業利用**されている。
- 耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量は、畜産が盛んな地域への偏在が見られることから、家畜排せつ物の有効利用を更に進めるためには、**地域の実情に応じて堆肥の広域流通などを推進することが重要。**

(食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月27日閣議決定）)

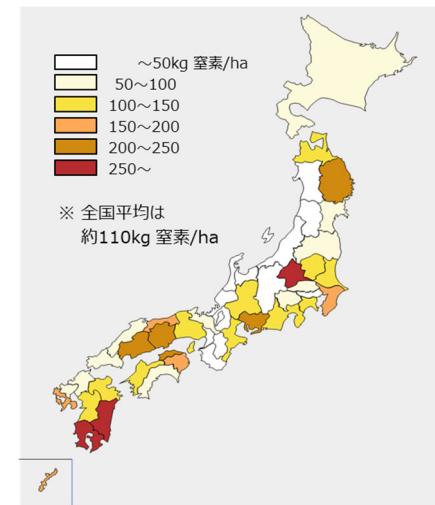
- ・2030 年までに化学肥料の使用量の低減 ▲20%
- ・2030 年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大(2021年:25%)

家畜排せつ物の利用状況(令和4年)



資料:畜産統計等(令和4年)に基づき畜産振興課作成

耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量
(令和4年)(窒素ベース)



資料:畜産統計等(令和4年)に基づき畜産振興課作成

○ 取組事例の紹介

【宮崎県の養鶏農家の事例】

令和元年度補正予算 畜産環境対策総合支援事業で堆肥化処理施設を整備

取組内容:高品質化した鶏ふん堆肥を、地域の園芸農家を中心に販売
販売実績:鶏ふん堆肥 5,843トン(令和4年度)

【千葉県の養豚農家の事例】

令和2年度補正予算 畜産環境対策総合支援事業でペレットマシンを導入
取組内容:豚ふん堆肥をペレット化し、肥料メーカーを通じ広域的に販売
販売実績:ペレット堆肥 519トン(令和4年度)

【参考】これまでの取組

- ・ 堆肥舎等長寿命化推進事業による**家畜排せつ物処理施設の長寿命化に対する支援**（施設の補改修や簡易な施設整備の実証、普及活動に対する支援）
- ・ 畜産環境総合整備事業による共同利用の**家畜排せつ物処理施設の機能強化に対する支援**（草地更新と一体となる家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援）
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業による**堆肥の広域流通の取組に対する支援**（堆肥の高品質化・ペレット化のための施設整備、関係事業者のマッチング等に対する支援）

畜産業や畜産物に対する国民の理解醸成

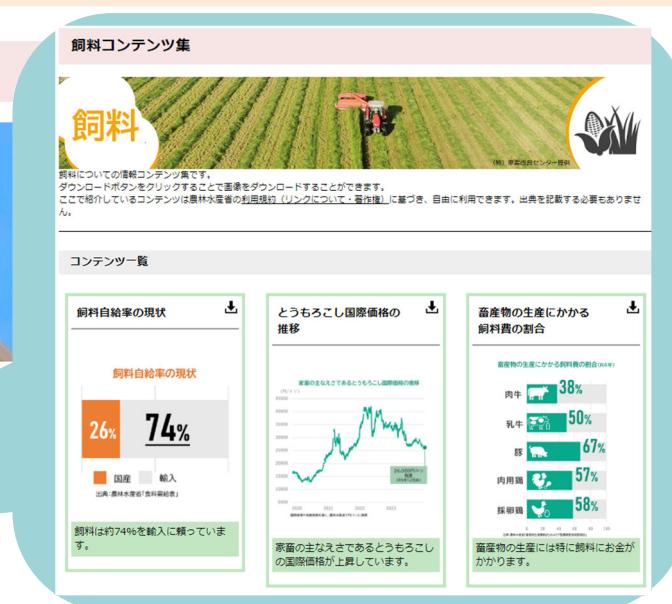
- 畜産業に対する理解醸成については、畜産業が基幹産業として地域を活性化する産業であり、畜産業を通じた地域資源の活用、国土保全や景観形成、堆肥還元による資源循環、雇用の創出等の畜産の多面的な機能を消費者に理解してもらうことが重要。令和3年に開催した持続的な畜産物生産の在り方検討会においても、持続的な食料システムを構築を実現するためには、生産者の努力に加えて、消費者の理解醸成が必要となることを中間とりまとめとして公表。
- 畜産物の価格形成に対する理解醸成については、飼料コスト等生産コストの小売価格への反映が十分に進んでいるとは言えず、結果として、畜産経営の状況が悪化したことから、生産コストを適正に反映した価格形成を進める上では、小売価格の上昇理由に対する消費者の理解醸成が必須（生産コストが価格に反映できても、買控えにより消費量が減少することは望ましくない）。農林水産省では、誰もが簡単に情報発信に活用できるようコンテンツを公表。

適正価格形成のための情報プラットフォーム

国産の牛乳、お肉、卵を食べて まもう
あなたの選択が、日本の畜産の未来を支えます。

肉用牛 乳用牛 豚
採卵鶏 飼料

資料:畜産局HP引用



適正価格形成のための
情報プラットフォーム



累計閲覧数(延べ)
(令和5年8月～)
4,876件

【参考】畜産物の価格形成に対する取組

- 農林水産省では、畜産の生産・加工・流通・消費等にかかわる幅広い関係者による「畜産・酪農の適正な価格形成に向けた環境整備推進会議」において議論を行い、広報資材の作成・情報発信による消費者の理解醸成を整理した中間とりまとめを公表（令和5年6月）。
- 中間とりまとめに基づき、関心の低い層も含めた不特定多数への発信に向け、新聞広告、テレビCM、鉄道広告を準備中。
- 適正取引を推進するための仕組みを検討するため、「適正な価格形成に関する協議会」を開催しており、畜産物については、流通経路が簡素で、コスト把握も比較的容易である「飲用牛乳」を対象としたワーキンググループで検討を開始。